

565
292



0028915000

0028915-000

565-292


庶民金融の実際知識

井関孝雄・著

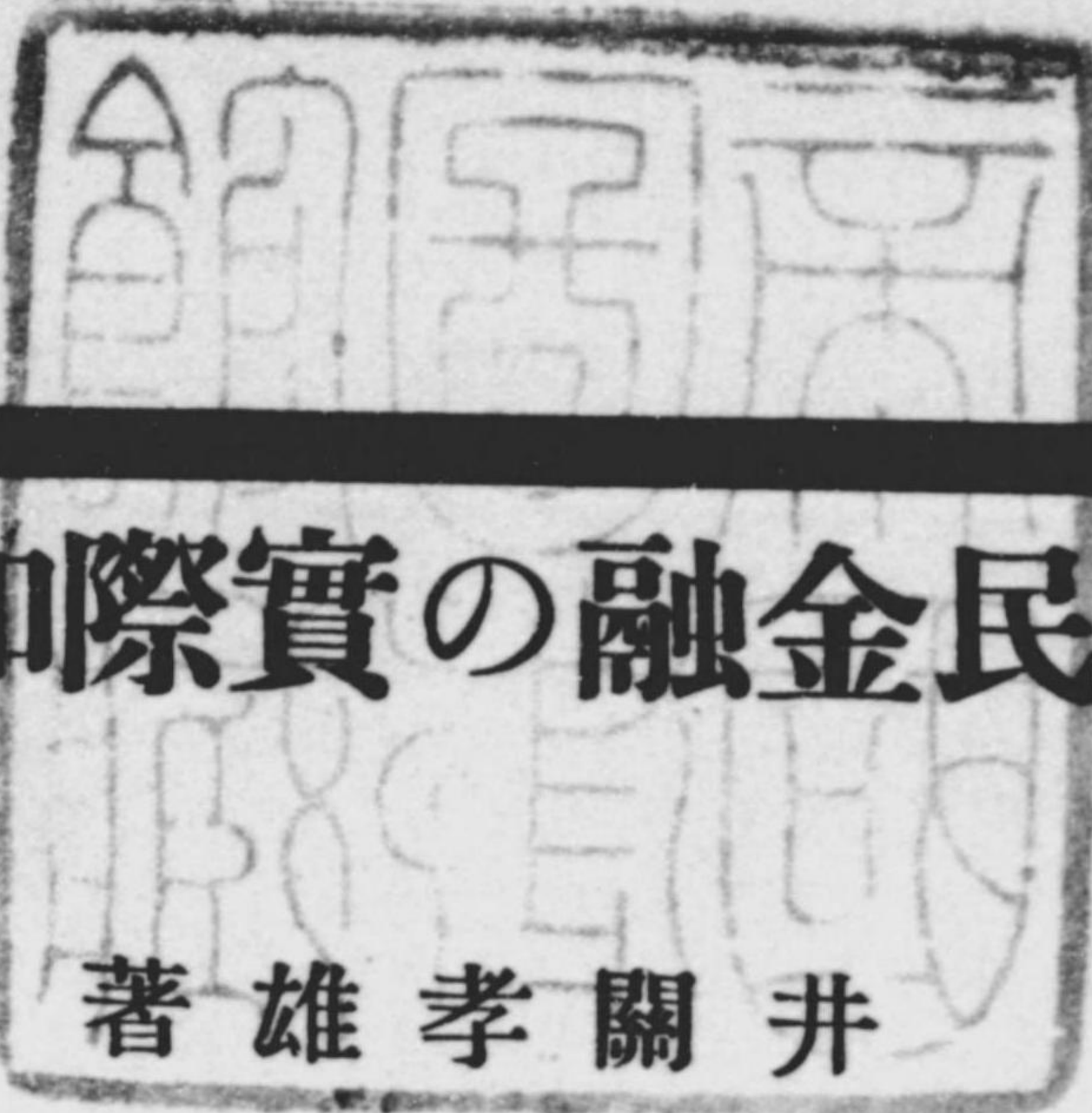
春陽堂

昭和6

ADI



エ 5744



識知際實の融金民庶

著 雄 孝 關 井



版 堂 陽 春

序

565-292

近來の中小商工業者、農民、サラリーマン、小賣商人等の金融は實際極度に行き詰つて居る。私は知人や友人や其の他の人々に遇ふ度毎に君は庶民金融の研究をして居るのであるから、何ぞか簡単に金を借り入れる方法はないものか。こよく聞かれるが、日本の現在では何れも無産階級の人々が擔保なくて簡単に金を借り入れる方法は質屋か、高利貸しを利用するより外便利な方法がない。然し質屋は一寸體裁が悪いし、又擔保物がなくては金を貸してくれないし、貸して呉れても商賣の資本になる程の金は借して呉れない。更らに高利貸しの方になるこ之れは又擔保があつても二割か三割の利子や手数料を取られるのであるから、擔保でもなければ借りた金の半分位しか手に這入らない。これでは質屋も高利

貸も金融の相手には一寸なり難い。

しからば此の外に日本には庶民階級の金融機關といふものが全然ないかと云へば決してそうでない。唯これ等の便利な紹介が尠いだけである。

本書に收めてある各項の金融方法は現在日本で行はれて居る庶民金融方法の内、實際役に立つてゐるもの、其の内容と規則や資金の運轉方法や、借入の方法等に關し實際の手續を集めたものであつて、現實に利用して應用の出来る方法のみを示したのである。

其の理論的の根據や、外國の庶民金融の有様に關しては拙著「金融の常識」「庶民銀行」等を読んで戴きたい。「知人間で出来る無盡金融」の一項に就いては畏友淺野信一氏に負ふ所が多かつた、記して同氏の勞を謝す。

昭和六年七月

庶民金融研究所 著 者

庶民金融の實際知識 目次

A・知人間で出来る「無盡」金融の仕方……………一

無盡は最も進歩した相互金融

無盡の組立方法——趣意書と講則の作成——講會の出願と許可——創立總會

無盡講の五つの要素——給付金額——期間——口數——毎回の掛金額——給付の順序を定むる方法

無盡の掛金と貸付金の計算——短期の場合——長期の場合——合理的のもの

無盡の通帳と帳簿——無盡通帳——無盡給付金の借入證書——講會に必要な帳簿

知識階級から輕視せられる無盡

無盡の經濟上の性質

無盡の起原

絶大な勢力をもつてゐる無盡

講會取締規則

目次

B・日本のモーリス・フラン銀行……………五二

モーリスフラン銀行の始まり

モーリスフラン銀行の原則

モーリスフランに依つて起死回生した人々

日本におけるモーリス式金融會社

モーリス資金の借入方法

モーリス會社株主の資格

モーリス株主は有利である

安心のできるモーリス資金借入人

C・政府の中小商工資金の借り方……………八三

中小商工業者は困つてゐる

人口の割に中小商工業者が多い

苦しめられてゐる日本の小賣商

中小商工業者の金融難

銀行を利用出来ない中小商工業者

所謂政府の中小商工資金

中小商工資金の借入規約

中小商工資金借入れの手續き

中小商工資金の借入れ申込から取引までの順序

中小商工資金借入申込案内

借入れの契約

中小商工資金貸出しの現況

D・貯蓄銀行利用の仕方……………二五

庶民金融機關としての貯蓄銀行

貯蓄銀行のやつてゐる仕事

貯金を預る仕事——(一)普通貯金——(公共貯金——朝禮貯金——組合貯金——紀念

貯金——學費又は療養貯金——副業収入貯金等)——(二)摺置貯金——(摺置貯金

に就ての注意、定期積金との相違、中途解約の場合にどうなるか)——(三)定期積金——(月掛貯金又は不動産貯金)——(定期積金の掛金、定期積金の長所、負債償却の方法として都合がいよ、資金の融通が出来る、定期積金を利用していゝ人)

貯蓄銀行から金を借入れる手續——A預金限度内の借入方法——B小額短期無擔保

貸付——C預金額以上の資金借入方法

貯蓄銀行の特長と美點

E・特殊銀行の小額金融

……………一三九

日本興業銀行の中小金融——中小工業金融——(借入資格、貸付金額、利率、擔保、

この貸付の目的)——中小商工業者應急資金の貸出——(金額、利率、擔保、期限)

日本勸業銀行の小額貸付——商工業資金の貸付——(年賦償還貸、定期償還貸)

農工銀行の小額貸付

F・市中銀行の庶民金融

……………一五九

日本晝夜銀行の商工小口貸付——(小口貸付借入れ手續、借受人の特殊義務、その他

の手續、返済の方法、手数料、貸付成績)

日本晝夜銀行のサラリーマン金融——(貸付の目的、借入れ資格及び保證人、貸付

條件、借主の特別義務、借入方法、

サラリーマン金融の現況

その他の銀行の小額貸付——三井銀行、昭和銀行、住友銀行、古河銀行、山口銀行、

三十四銀行

G・簡易保険と郵便年金の利用の仕方

……………一七七

簡易保険のお話

簡易保険のあらまし

郵便年金のお話

郵便年金のあらまし

簡易保険と郵便年金の掛金を擔保として政府から貸金を借入れる方法——(貸

付金額、貸付の種類、振替貸付、現金貸付)——資金借入れの手續——利子の支拂

ひ——借受け期間の更新

簡易保険積立金の小額貸付——イ、小口産業資金の貸付——ロ、産業共同施設に對

口

次

H・無盡會社利用の仕方

.....二二五

無盡會社の起源

無盡會社のいゝ點は何か——A社會的の立場から——B經濟的の立場から——C無盡會社の立場から

無盡會社の利用をお奨めしたい方

お加入になる無盡會社をよく研究すること

無盡加入の手續。

中途解約又は他人へ譲渡の時

無盡會社から資金を融通する方法

無盡加入者の注意

無盡會社の撰擇

I・信用組合利用の仕方

.....二四五

信用組合とは何んな仕事をする所か

信用組合の業務

信用組合を利用するには先づ組合員とならねばならぬ

組合員となる手續

愈々組合員となる

信用組合の本來の使命

信用組合には取附けがない

信用組合の銀行よりいゝ點

信用組合から金を融通する方法

資金借入れの條件と手續き

資金借入れの種類

借入金利用者の心得

J・不動銀行のニコく貸金

.....二七五

不動貯金銀行が開業するまで

不動産銀行の取扱ふ業務——成績のいゝニコく貯金——有利で確實な据置貯金

——定期預金——出入れ自由の普通貯金

貸付の種類とその借入れ手續——借入れに便利なニコく貸金——満期繼續貸金——

——預金擔保貸付

K・金融組合の利用の仕方……………二九三

金融組合の起源

金融組合は何のために出来たか

金融組合は營利事業でも慈善事業でもない

金融組合は組合員相互の組合である

金融組合とは何んな仕事をする所か

金融組合のする業務

資金貸付業務の種類

資金預り業務の種類

金融組合本来の使命

金融組合には取附がない

金融組合の銀行よりいゝ點

金融組合を利用するには先づ組合員とならねばならぬ

組合員となる手續

愈々組合員となる

金融組合から資金を融通する方法

資金借入れの條件と手續

借入金利用者の心得

金融組合聯合會

内地の産業組合と金融組合との相違

朝鮮の金融組合と關東州の金融組合との相違

L・公共團體の小額資金貸付……………三三二

東京市の建築復興信用組合への沿革

商工信用組合の轉化

商工資金貸出し成績

生業資金と細民銀行

大阪府補償の短期小額資金——貸出し条件——短期小額資金貸出成績——貸出方法

と不振の原因——大阪府の信用組合に對する損失補償並に利子の補給

横濱市の小額貸付——横濱市の復興信用組合——復興信用組合の沿革——復興信用組

合への加入手續——資金貸付の方法——組合員資格の喪失——復興信用組合の現

況

横濱市の生業資金の貸出——産業資金貸付規程——小口資金の貸付——小口資金

貸付規程——名譽資金の貸出

各種公共團體の小資金貸付——東京府の小資金貸付——東京府の小資金貸付要項

小資融通事業團體

工業組合と輸出組合との金融

朝鮮總督府の小額生業資金の貸付——小額生業資金貸付の沿革——貸付方法

滿州輸入組合の資金貸付——組合の沿革——組合の組織と目的——組合の貸付業務

と其の特徴——組合の仕入幹旋——組合聯合會と滿鐵——組合の現況

庶民金融の實際知識 目次終

知人間で出来る「無盡」金融の仕方

無盡は最も進歩した相互金融——無盡の組立方法

趣意書と講則の作成——講會の出願と許可——創立總會

無盡講の五つの要素

給付金額——期間——口數——毎回の掛金額——給付の順序を定むる方法

無盡の掛金と給付金の計算

短期の場合——長期の場合——合理的のもの

無盡の通帳と帳簿

無盡通帳——無盡給付金の借入證書——講會に必要な帳簿

知識階級から輕視せられる無盡——無盡の經濟上の性質——無盡の起源——絶大な勢力をもつてゐる無盡——講會取締規則

無盡は最も進歩した相互金融

近來友人や知人などに出會ふと、よく「何とか君いゝ金融の方法はないものだらうか」ときかれる事がありますが、私はそれらの人々には、きつと「無盡をやればいゝですよ」と答へるのでありますが、尋ねた人は皆一様に「無盡なんか」と言ひかへして、てんで相手にしないのであります。殊に知識階級の人なんかは、「無盡」等といへば、てんで始めから問題にしてくれません。

所が、此の無盡が學問上からみても實際上からみても世界無比の一番いゝ相互金融の方法、無盡の金融方法であつて信用組合や公益質屋や庶民銀行、貯蓄銀行等とは、てんで比較にならない程立派な制度であつて、理論の上においても實際の上においても最も進歩したプロレタリアの金融方法であります。此の理由に關しては後で詳しくのべることに致しますが、先づ最初に簡単に此の無盡の組立方や金融の方法をお話ししてみようと思ひます。

老人や田舎の人は、比較的無盡に理解がありません。此の無盡のこしらへ方や、運用方法等をお話しする必要ありませんが、若い人々や知識階級の人々は、無盡といふものに一向理解がなく、無盡といふ名前を聞いただけで毛嫌ひされる方が多いやうであります。此の無盡の金融方法は、最新の學理に適合したもつとも進歩した相互金融機關であるといふことを先づ第一に頭に

れておいて私の話を聞いていたときだと思ひます。

無盡講の組立方法

一、趣意書と講則の作成

無盡講を組立てようとするには、まづ第一に

その無盡に加入しようとする講員を募集しなければなりません。そして講員を募集するためにはあらかじめ趣意書や、講會の講則を作らなければなりません。此の規約は、各講員間における權利義務、講の執行方法、講員の加入脱退等に関する事項を規定したものでありまして、ちやうど株式会社定款に相當したやうなものであります。これに規定すべき事項をかゝけてみますと大體左のごときものであります。

一、名稱

二、目的

三、事務所所在地

四、講員募集區域

五、毎開會の定日

六、毎開會の決算方法

七、世話人の選任報酬及責任に関する事項

八、總口數及一口の掛金額

九、掛金取立又は拂込方法

一〇、抽籤又は入札其他給付決定方法並に入札最低金額

一一、入札金の處理方法

一二、當籤又は落札者に對する擔保又は保證に関する事項

一三、掛金及擔保物件の保管方法

一四、拂込延滞の場合に於ける滞納金又は延滞利息に関する事項

一五、講員の死亡脱退其他缺口處理に関する事項

一六、講員の權利移轉に関する事項

一七、講會に要する費用（募集、集金費、給料、消耗品費等其他）の最高限度

一八、解散及清算に関する事項

一九、其他必要と認むる事項

等でありまして、少人數で短期間に終了する小さい無盡講の場合は、以上の事項のうち必要でないものを省略することは、勿論差支ありません。これに依つて作つた規約の一つの實例を示してみると、左の通りであります。

一、〇〇組合金融講趣意書

第一章 總 則

第一條 本講は

會と稱す

第二條 本會は無盡の方法に依り會員に對し經濟又は生産資金を給付し又は、貯蓄の便を與ふるを以て目的とす

第三條 本會は 縣 郡 町(村) 番地に事務所を置く

第四條 本會の會員は 縣 郡 町(村) 内のものに限る

第五條 本會の無盡は別紙の通りとす、但し 年 月 日第一回を開會す

第六條 世話人は 名とし、初回において選舉す

選舉の方法は無記名單記とし得票數の多き者をもつて當議者とす。得票數同じき場合は抽籤に依る

世話人は會の執行、掛金の取立、無盡金の給付の事務の取扱ひ並に現金及擔保物の保管を爲す。現金は凡べて 銀行の當座預金とす、公正證書の謄本は事務所内に保管す

世話人は自己の責任において使用人を使用することを得、世話人の報酬は初回において定む

第二章 掛金に關する事項

第七條 掛金は毎回開會の當日に會場に持參するものとす、延滞掛金は集金郵便の方法に依り又は集金人

をもつて取立つるものとす延滞日歩四錢を徴收することあるべし

第三章 給付に關する事項

第八條 給付の順位は、入札又は抽籤の方法に依り定む

第九條 入札(又は抽籤)の手續は初回において定む

第十條 入札の最低手取金額は、給付金の八割を下ることを得ず

第十一條 入札差金は、其の二割を講の費用に當て殘額は當該回の落札口及給付を受けたるもの以外の口に即時平等に分配するものとす

分配し能はざる場合は次回の差金に加ふ

掛金の延滞せる口に對する分配差金は延滞日歩に充當することを得

第十二條 落札者(又は當議者)は五日以内に保證人三名以上又は確實なる擔保物を提供するものとす、但し爾後の掛金を拂込みたるときは此の限りにあらず

世話人は右の保證人又は擔保物を調査し、適當と認めたる時は公正證書を作成し登記を要するものは登記を完了何無盡金を給付するものとす

第四章 講員の脱退、加入並に權利讓渡に關する事項

第十三條 講員やむを得ざる事情に依り講を脱退せんとするときは左の方法に依る

一、無盡金の給付を受けたる者は脱退後の掛金を全部完納するものとす

知人間で出来る無盡金講の仕方

二、無盡金の給付を受けざる者は、世話人の承認したる承継者を定め之れに一切の権利義務を承継すること

三、講員死亡のときは相續者一切の権利義務を承継するものとす、但し前二號に依ることを得
名義變更の場合は手数料として金 錢也を徴收すること

四、給付を受けざる者四回以上掛金を延滞したる者は脱退者と看做し處分することを得

第十四條 右に依りて脱退處分を爲したるときは二回分の掛金を手数料として差引き殘掛金あるときは其の實掛金を滿會のとき拂ひ戻すものとす

第十五條 講員脱退のため缺口を生じたるときは處理方法は初回のとき之を定む

第十六條 落札(又は當選)に依る無盡金の受領權利は世話人の承認を得て他の講員に讓渡することを得、但し新たに講員となり三回を経過せざる者は譲り受くることを得ず

第五章 講會の收支に關する事項

第十七條 講會の費用は世話人の報酬を合せ入札差金の二割額、掛金剩餘金及び其の他雜收入の合計額を越えざるものとす

第十八條 入札差金の二割額、掛金剩餘金及雜收入の合計より諸費用を差引き尙殘餘あるときは各口に平等に分配するものとす

第十九條 世話人中より一名の會計監督を選任せしめ毎六ヶ月毎に收支狀況を報告せしむ

二、講會の出願と許可

以上の通りにして趣意書と講則とが出来上りますと、いよいよ講員の募集に取りかゝることになります、講員を募集して講會を組織しようとするには、豫じめ講員の募集地に事務所を設け世話人が連署して所轄警察署長へ出願して地方長官の認可を受けねばなりません、もつとも、此の規則は地方によつて多少の相違はありますが、その理由はこれらの無盡や頼母子講の講會の設立に關しましては、内務省や大藏省の統一した法律といふものがないのでありまして各縣の縣令に依るものであります。又各縣の縣令によつて多少の相違が出来るのであるが、大體においてその取締方針は大同少異だとみて差支ありません。しかしこの縣令も一道三殖民地三府四十三縣ごとくあるといふのではないのであります、東京府その他十數縣には此の講會取締規則が發布されてゐない所もあるのでありますから、くわしくは皆様がその縣の商工課か何かに着いてお聞き合せになつた方がいよと思ひます。

此の無盡講會取締規則の一例として佐賀縣のものを一つの例として卷末に附しておきましたから参照下さい。

以下私は主として此の佐賀縣の取締規則に依つて設立手續をお話いたします。それに依りますと大體講會の設立には左のやうな順序を要します。但し左のものは、その届出許可を要しませ

ん。

講會組織について地方長官の許可を要しないもの。

- 一、同一公務所、會社、工場、商店、等の公務員、社員、事務員、店員等の間において組織するもの
- 二、親族間において組織するもの
- 三、總口數三十口以下にして總掛金額百圓又は總掛品の時價百圓を越えざるもの

すなはち、それ以外の無盡講會を設立せんとする場合には、左記の事項を記載して之れに趣意書講則等を添附し、募集地に事務所を設け世話人の連署をもつて地方長官の許可を受けねばなりません。又總掛金が一千五百圓の金錢無盡又は總掛品が時價一千五百圓以上の物品無盡、存続期間十年以上總口數數百を超える講會はこれを組織することが出来ないこととなつてをります。出願許可書に記載すべき事項は左のとほりであります。

- 一、世話人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日。
- 二、講會の名稱及び目的
- 三、事務所所在地
- 四、講員募集區域

三、創立總會 前記のやうに設立せんとする講の趣意書も講則も出來上り講員の募集前に其の筋の出願許可を受くべきものは其の認可を受けて講員の募集にとりかゝり、すでに講員の申込も満員となり又、届出を要せない百圓以下の無盡又は親族間、同一の勤務先につとめてゐる友人相互間等の無盡は、その届出許可を受けないで直ちに會員の募集にとりかゝり、満員となつたときは、此の兩者の場所は何れも第一回の總會を開くことになるのであります。

此の總會の席上で世話人や役員の選舉がすんで選任され、又前にこしらへました趣意書や講則が承認されますと、こゝに始めて完全な講會が設立された事になるのであります。

四、講會設立の届出 かやうにいたしましたして講會が出來上りますと、前に述べた地方長官の認可を要すべき無盡も其の認可を要しないで直ちに成立した無盡も、此の双方の場合とも、直ちにその講會の設立を所轄署に届出ねばなりません。その届出には、左記の事項を記載せねばなりません。

- 一、世話人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日
- 二、講會の名稱および目的
- 三、事務所所在地

知人間で出來る無盡會社の仕方

四、總口數及一口の掛込金額
五、毎回の開講期日及存続期間

また此のほか細々した規則が、いろいろあります。たとへば、講會をやる縣内全縣に亘つて講員を募集せんとするときには、前の設立許可書の寫しを、募集の豫定口數とを定めて所轄署へ届出で認可を受けなければならぬこととか、世話人の報酬とか、その加入に関する事務とか、講會の中途解散又は終了の場合等に關する細々しい規則がありますが、これは末尾につけておいた講會取締規則で御覽下さい。

とにかく、かやうにして講會は出來上つたわけでありませぬ。

無盡講の五つの要素 無盡講は、かやうにして出來上りましたが、前の講則の中に書いてあります規則の中で、無盡講の組立てに關してもつとも大切な要素が五つあります。今次にそれら五つの要素に關して一寸くわしい説明をしておきます。その五つの要素は何んであるかといひますと、左記の通りであります。

一、給付金額
二、期間

三、口數

四、毎回掛金額

五、給付の順位を定むる方法

(一)給付金額 給付金額といひますのは、融通を受けることのできる標準となる金額で例へば百圓、五百圓等といふやうなものであり、そして此の金額は掛金總額と同じ場合もあり、又異なる場合もあります。從來の講では總掛金といふやうな文字で現はしてゐるやうであります。此の給付金額をまづ最初に定めてそれから之に基いて次の事項を定めるのであります。

(二)期間 給付金額が定まれば次に期間を定めます。之は口數、毎回の掛金額を考へて定めるのであります。毎回の掛金を少くしようとすれば期間を長くし、掛金は少々多くても短期間の方がいゝとすれば期間を短かくするのであります。

(三)口數 口數といふのは講を組立てる分子で會社の株と同じ性質のものであります。従つて口數と講員とは一致しません。すなはち一人の講員が一口以上何口でも持つことが出来るわけがあります。しかし此の口數は期間——に依つて定るのであります。講は毎月一回或ひは二十日目に一回開くのが最も多いのです。もし期間が三年で毎月一回開會するとすれば、三十六回開

會することとなりますから、口数は三十六口といふことになり、若し二十日目に一回開會とすれば五十四口といふこととなります。

(四) 毎回掛金額 毎回の掛金額は、口数と給付金額が定めれば大體定まるのであります。これは次に述べます給付の順位を定める方法すなはち抽籤の方法に依るか又は入札の方法に依るか或ひは抽籤入札を交互に行ふかといふこと、講の費用を必要とするか如何かといふことに依つて異つて來ます。口数で給付金額を割つた金額を毎回の掛金とするか、即ち給付金額と掛金總額と同額とする方法と、給付金額より掛金總額の方を少し多くして其の差額を利息なり費用なりに充てるといふ方法と二つの方法があるのであります。

(五) 給付の順位を定むる方法 無盡講の特色は前述したやうに毎回必らず一口宛融通をうけて行くといふところにあるのでありますから、此の融通を受ける順位を定めなければなりません。それには種々ありますが、もつとも多く行はれてゐるのは、抽籤、入札および抽籤入札混交の三方法であります。その中で入札といふ方法は今日の所、無盡の一つの特色となつてゐますが、今後はたして持續すべきものかどうかは疑問であります。

無盡の掛金と給付金の計算

無盡は、掛金の額の多いもの少ないもの、又給付金の多いもの

の少ないもの、年限の長いもの短いもの、又會を開く度数の多いもの少ないもの等によつて、いろいろな種類のもので出來ますが、これは加入してゐる會員の經濟狀態やその他を考慮して適宜にその種類を定めたいのであります。こゝにはその一二の例を示しておきます。

第一、短期の場合 小人數で行ふもつとも簡單な方法は、月一回開會期間一ケ年、掛金十圓といふやうな講であります。これは給付金額を基本とせず掛金を主としたものであります。すなはち左のやうな組立となるのであります。

- 一、給付金額 百二十圓
- 一、期 間 十二ヶ月 月一回開會
- 一、口 數 十二口

- 一、毎回掛金額 十圓
- 一、給付の順位を定むる方法 入札

此の場合、給付の順位を定むるのに抽籤の方法を採用すると、第一回到給付を受けた者と最後に給付を受けた者との間に受取る金は同じでも其の利用には甚だしい差があります。此の開きは何等かの方法で緩和しなければなりません。結局金を取つたものは、利息に相當するものを支拂

ひ、それを取らないものに分配するといふ方法をとるほかに途はないのであります。しかしながら、それを合理的にするには、掛金を毎月かへなければなりません。しかしこれは大へん手數でありますから、こんな場合には結局入札の方法がより便宜であります。しかし落札金額と總掛金額との差額(これを入札差金といひます)はこれを他の口に割戻す費用がかゝつた場合には、その入札差金の何程かを費用にあて、その残りを他の口に割戻すのです。此の入札差金は落札した人にとつては融通金の利息となり割戻をうけた人は、掛金の利息といふことになるのであります。右の入札について最低入札金額をきめておく場合があります。たとへば入札金額は總掛金額の八割とか七割といふやうに、これはあまり無理な入札を防ぐためであります。最低入札額の同じながある場合には抽籤の方法に依つて給付の順位をきめます。あるひは同額のものは無効にする方法、いはゆるつき札無効といふ方法もありますが、今日ではあまり行はれてゐないやうであります。今此の方法に依る無盡の收支計算はどうなるかといひますと、次の様になるのであります。

回数	口數	一口掛金	掛金總額	給付金額	入札差金
一	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇

三	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇一,八〇〇	一八,二〇〇
三	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇三,六〇〇	一六,四〇〇
四	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇五,四〇〇	一四,六〇〇
五	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇七,二〇〇	一二,八〇〇
六	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一〇九,〇〇〇	一一,〇〇〇
七	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一一〇,八〇〇	九,二〇〇
八	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一一二,六〇〇	七,四〇〇
九	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一一四,四〇〇	五,六〇〇
一〇	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一一六,二〇〇	三,八〇〇
一一	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	二,〇〇〇
一二	一二	一〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	〇
計			一,四四〇,〇〇〇	一,三一九,〇〇〇	一二一,〇〇〇

右の計算に依ると入札差金は百二十一圓になる豫定であります。實際においては多少の増減のあることは勿論であります。そこで帳簿代、世話料、會の茶菓料等を約二割と假りに見積れば九十七圓は割戻となります。此の割合は金を取つた人には交付しない方法と落札した次の回から

知人間で出来る無盡金庫の仕方

割戻す方法とありますが、後の場合すなはち一人當の割戻額の少い場合と假定して一番最後に金を受取る人の利廻は何の位になるかといひますと、約八圓八十錢の割戻がありますから、大雑巴にみても約七分となるのであります。

第二、長期の場合

(A) 給付金額と掛金總額と同額であるもの

- 一、給付金額 百圓
 - 一、期 間 四十ヶ月(三年四ヶ月) 月一回開會
 - 一、口 數 四十口
 - 一、毎回掛金額 二圓五十錢
 - 一、給付の順位を定むる方法 入札
- 掛金と給付金額とを同じくした場合には費用の出所がありませんから全部入札とし入札差金の一部を費用に充てなければなりません、前例に従つて右無盡の收支豫定計算をかくけてみませう

回数	口數	一口掛金	掛金總額	落札額	入札差金
一	四〇	二、五〇	一〇〇、〇〇	七〇、〇〇	三〇、〇〇

回数	口數	一口掛金	掛金總額	落札額	入札差金
二	同	同	同	七〇、七七	二九、二三
三	同	同	同	七一、五四	二八、四六
四	同	同	同	七二、三一	二七、六九
五	同	同	同	七三、〇八	二六、九二
六	同	同	同	七三、八五	二六、一五
七	同	同	同	七四、六二	二五、三八
八	同	同	同	七五、三九	二四、六一
九	同	同	同	七六、一六	二三、八四
一〇	同	同	同	七六、九三	二三、〇七
一一	同	同	同	七七、七〇	二二、三〇
一二	同	同	同	七八、四七	二一、五三
一三	同	同	同	七九、二四	二〇、七六
一四	同	同	同	八〇、〇一	一九、九九
一五	同	同	同	八〇、七八	一九、二二
一六	同	同	同	八一、五五	一八、四五
一七	同	同	同	八二、三二	一七、六八

知人間で出来る無盡金融の仕方

一、給付金額 百圓
 一、期 間 四十ヶ月(三ヶ年四ヶ月)月一回開會
 一、口 數 四十口
 一、毎回掛金額 二圓六十錢
 一、給付の順位を定むる方法 入札抽籤交互
 Aの例において一回の費用を約三圓と見積つたのでありますが、これを四圓と見積りますと一口十錢だけ多く掛金を増せば宜いのでありますから、さうしてみましたのであります。しかして、給付の順位を定むる方法も入札抽籤交互といふことにしました。
 此の方法に依る豫定收支計算は次のごとくであります。

第三 合理的なもの

以上は入札、又は抽籤の方法に依り給付の順位を定めたのでありまして、その收支の豫定計算は前掲の如くであります。此の入札といふことは講員の貧富、資金の需要の繁閑に依り必らずしも豫定表のごとく行くものではありません。その結果、むやみに高い金をやつたり、又は最後に取る人の利廻りが非常に悪かつたり可成の不同を生ずることは、まぬかれ難いところでありま

回数	入札額	抽籤額	給付額	残額	合計
一	四	四	四	四	一六
二	四	四	四	四	三二
三	四	四	四	四	四八
四	四	四	四	四	六四
五	四	四	四	四	八〇
六	四	四	四	四	九六
七	四	四	四	四	一一二
八	四	四	四	四	一二八
九	四	四	四	四	一四四
十	四	四	四	四	一六〇
十一	四	四	四	四	一七六
十二	四	四	四	四	一九二
十三	四	四	四	四	二〇八
十四	四	四	四	四	二二四
十五	四	四	四	四	二四〇
十六	四	四	四	四	二五六
十七	四	四	四	四	二七二
十八	四	四	四	四	二八八
十九	四	四	四	四	三〇四
二十	四	四	四	四	三二〇
二十一	四	四	四	四	三三六
二十二	四	四	四	四	三五二
二十三	四	四	四	四	三六八
二十四	四	四	四	四	三八四
二十五	四	四	四	四	四〇〇
二十六	四	四	四	四	四一六
二十七	四	四	四	四	四三二
二十八	四	四	四	四	四四八
二十九	四	四	四	四	四六四
三十	四	四	四	四	四八〇
三十一	四	四	四	四	四九六
三十二	四	四	四	四	五一二
三十三	四	四	四	四	五二八
三十四	四	四	四	四	五四四
三十五	四	四	四	四	五六〇
三十六	四	四	四	四	五七六
三十七	四	四	四	四	五九二
三十八	四	四	四	四	六〇八
三十九	四	四	四	四	六二四
四十	四	四	四	四	六四〇
計	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	六四〇〇

知人間で出来る無盡金融の仕方

す。

そこでこゝに最も合理的な方法をかゝけてみます。

この方法でやりますと掛金は左の通りになります。もちろんこれは抽籤のみで競争入札はないのであります。そしてその結果は大阪式の掛金すなはち漸次掛金が遞減して行くものとなつたのであります。

一、給付金額 一千圓

一、期 間 三ヶ年毎月一回開會

一、口 數 三十六口

一、毎月の掛金額 (次の通り)

給付未済口の掛金

自初回 至五回 二十八圓 自十六回 至二十回 二十六圓

自三十一回 至三十五回 二十五圓 自三十六回 至三十九回 二十三圓

掛金合計九百十圓

給付済口の掛金

回数	金額	回数	金額	回数	金額	回数	金額
初回	三一、六四	二	三一、五二	三	三一、四〇	四	三一、二四
五	三一、〇八	六	三一、〇二	七	三〇、九五	八	三〇、八六
九	三〇、七四	一〇	三〇、六六	一一	三〇、五九	一二	三〇、五六
一三	三〇、四九	一四	三〇、四二	一五	三〇、三六	一六	三〇、三一
一七	三〇、二六	一八	三〇、一五	一九	三〇、〇五	二〇	三〇、〇一
二一	二九、九二	二二	二九、八二	二三	二九、七三	二四	二九、五五
二五	二九、四六	二六	二九、二七	二七	二九、一七	二八	二八、九五
二九	二八、六九	三〇	二八、三九	三一	二七、八一	三二	二七、七六
三三	二七、四〇	三四	二七、三〇	三五	二六、一九		

最後に給付をうける者の利廻りを計算してみますと利廻りは約六分であります。しかし途中給付をうけるまでの掛金に對しても六分の利子がつくこととなります。利廻りが六分といふのは、複利計算にしてみますと、千一圓五十四錢となりません。それにはたいして千圓しか給付しないのでありますから、一圓五十四錢だけは掛金者が損をすることになるのであります。それ故正確に申しますと六分にはならないのであります。これを正確なものとするには最後の掛金を減額すれば

口、無盡給付金の借入證書 第一回のとき會員が全部掛金をもつて参りますと、その金をあつめてその中から會に要した費用、世話料等を差しひいて前の表にあるやうに給付金を抽籤または入札の方法に依つて毎回一人づゝに渡していきます。此の金を給付金といふのであります。すなはち當籤又は落札すると講の世話人(管理人)はその當籤又は落札者に給付金を渡すのであります。此の給付金を受取つた人は、前の規約にしたがつて二人以上の保証人をたてるとか、または擔保物を提供することになつてをります。そして此の借入金に對する證書は公正證書を作成して擔保がある場合には擔保物に對して抵當權又は質權を設定するのであります。

此の場合の證書は消費貸借證書だとか借金證書等といふ名前を使用してゐるところもありませんが、これは誤りでありまして此の契約は無盡契約といふ一種特別の契約でありますから證書も亦その文句を使つた方が穩當と思はれます。この場合の契約書、公正證書の委任狀等の雛形を示せば左のとほりであります。

一圓ニ對シ
テ五錢ノ割
合ニテ貼用

無盡債務辨濟契約證書

第壹條 昭和 年 月 日債務者

ハ債權者〇〇講會ノ無盡契約約款ニ基キ

會員トシテ入會シ第 回目ニ其約款ニ基ク金圓ノ給付ヲ受ケタルヲ以テ該約款ニ依リ金

也ヲ會社ニ支拂フ可キコトヲ約諾シタリ

第貳條 前條金額ハ之レヲ分割シテ昭和 年 月 日ヲ始メトシ爾後毎月 日迄ニ

金 也ヲ該事務所ニ持參拂入ルノ事

第參條 債務者カ前條ノ支拂ヲ壹回ニテモ怠ルカ他ヨリ強制執行若クハ執行保全處分ヲ受ケタルトキ又ハ債權ヲ詐害スル行爲アリタルトキハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ催告ノ手續ヲ要セス壹時ニ全債務ヲ完済スルハ勿論本條ノ金額ニ對シ利息制限法ニ依リ規定シタル最高利率ニ依リ損害ヲ賠償スル事及其債權行使ニ要シタル費用ヲ全部支拂フヘキ事

第四條 保證人ハ債務者ト連帶シテ本債務ヲ保證スル事ヲ負擔シタリ但保證人間ニ於テモ互ニ連帶責任アルモノトス

第五條 本證書ニ基ク訴訟ハ講會ノ都合ニ依リ何レノ裁判所へ提起スルモ債務者及保證人ハ何等異議ヲ申出テサルヘシ

右辨濟證書如件

昭和 年 月 日

住 所

債 務 者

知人間で出来る無盡金融の仕方

住所 連帶保證人
住所 連帶保證人

〇〇無盡講會御中

委任状

一 拙者
ヲ以テ代理人ト定メ左ノ權限ノ事ヲ代理セシム

一
ハ〇〇無盡講會ノ無盡契約約款ニ依リ 種 會員トシテ入會ノ上第 回目
ニ其約款ニ基ク給附金額ヲ受領シタルヲ以テ右契約ニ基キ該會社ニ支拂フベキ債務總額ヲ金
也トス而シテ右金額ハ之ヲ分割シテ昭和 年 月 日ヲ始トシ爾後毎月
日迄ニ
金 圓 錢也ヲ支拂フベ
ク若シ右支拂ヲ壹回ニテモ怠リタルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ完済スベキハ勿論其金額
ニ對シ利息制限法規定ノ最高利率ニ依リ計算シタル損害金及ヒ債權ノ行使ニ付該會ノ要シタル費
用ヲ異議ナク支拂フベク其他之レニ關シ必要トスル契約一切又下記保證人ハ相連帶シ前記契約ニ
付キ債務者ノ連帶保證人タルコトヲ約諾シ且ツ之レニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之レが契約ヲ爲ス
一切ノ件

一 債務不履行ノ場合ハ催告ノ手續ヲ要セス直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ事
一 右ノ外期限ノ利益ヲ失フ條件及ヒ附從ノ契約事項等ハ代理人ニ於テ適宜ニ定メ公證役場ニ於テ公
正證書作成ヲ囑託スルノ件
右委任狀仍而如件

昭和 年 月 日

債務者	職業
連帶保證人	職業
連帶保證人	職業
連帶保證人	職業

●御注意
職業御氏名ハ自筆捺印ハ明瞭ニ願ヒマス
住所ハ御記載ナキ方便アリマス
印紙ノ消印ヲ願ヒマス
御取引ノ際ハ通帳御持參願ヒマス

昭和 年 月 日 〇〇地方裁判所々屬公證人 〇〇〇〇作成第 號公正證書ヲ以テ債務者
カ債權者 〇〇無盡講會ノ無盡契約約款承認ノ上其約款ニ基キ 種無盡 口ノ會員トシ
テ入會シ第 回目ニ給付ヲ受ケ 種無盡 口ノ會員トシ
ヲ連帶保證人トシテ金
負擔シ前記公正證書ヲ以テ之レカ辨濟契約ヲナシタルヲ以テ拙者前記保證人ト共ニ債務者ト連帶シ

知人間で出来る無盡金融の仕方

人の社會組織や日本人の生活にすつかり合つて居る組織であります。でありますから無盡をいから人間の力で廢めさせやうとしても廢まるものではありません。又信用組合の如く政府から莫大の金を補助して役人や地方官が總がかりで信用組合の奨勵をやつて居りますが餘り發達しない、しかるに何等の援助もしないで、又何等の奨勵もしない無盡が、却つて絶大な發達をして行くのは一體如何なる理由であるかと申しますれば先にも申上げたやうに吾々日本國民の生活とびつたり合つた制度と云ふことによるものと思ひます。

一體斯う云ふやうな組合的の金融組織などと云ふものは其の組合員が眞に必要を感じて互に相寄り相集つて一つ「信用組合」か「無盡」でも作らうではないかと云ふ風にして眞の「信用組合」や「無盡」が發達するものである然るに日本の無盡は地から生へてお互に金の必要な庶民が「無盡」でも作らうと云つて下から發生したのであるか、これに反して信用組合は上から天降つたものである。縣廳の役人や政黨の人——代議士か縣會議員か又は此等の手先きになつて居るものが自分の地盤擴張や勢力擴張のために、一般民衆が少しも必要を感じて居ない、又「信用組合」と言ふものはどんなものか知りもしないの上から「信用組合」を作れば政府の低利の資金を貸してやるから「信用組合を作れ」と云つて欲しいとも思つて居らぬものを無理に喰べさせようとするの

であるから、いくら政府や役人が八釜しく言つて政府の金を補助しても一向發達しないのである日本には古來から「無盡」と云ふいゝ制度があつたのであるから、之れに補助を與へて悪いものは取り掃つて發達せしめた方がいゝ結果を見たであらうと思ひます。

無盡の起原 然らば無盡即ち頼母子講は一體何故起つたかと申しますと古代此の世の中に生活して居つた人達が、お互に相集まつてさうして自分達がいくらかづゝお金を掛け合つて其の金を其の會員の中で一番急に其の金が必要になつた人とか、或は加入者の一人が不時の災害があつた時とかに其の金を借りて行つてお互に金の要らない人が不幸な人を扶けたのが、其の發達の起りであります。

其の後段々發達して一群の人達が神社に參拜する旅費をつくることから自分達が平常にいくらかづゝ積立てることの爲めに此の無盡を作るやうになりました。何れに致しましても古代の無盡は相互救済の意味が含まれて居つたものであります。之等の制度は極く古くから發達したものでありまして恐らく其の初まりは支那から起つたものだらうと思はれます。其の理由は「無盡」と云ふ言葉が阿會經や觀音經の中に「無盡」と云ふ佛語に於いて現はれて居る事から致しましても分ります。兎に角無盡は支那から起つたものでありませう。現在に於きましても支那には標會、

義會、搖會、集會、と云ふやうな各種な數十種類の名目で無盡の組織が残つて居るのであります。又朝鮮に於きましても「契」と云ふものゝ外に矢張り數十種類の無盡の組織が残つて居ることを見ますると恐らく支那から起つたものに違ひないと思ふのであります。昔、日本の入宗、入唐の坊さん達が此の制度を日本へ持つて歸つて傳へたものであると云ふことは明らかであります。日本書の書物に現はれて居ります中で、一番最初のもは建治元年十二月恰度弘安の役から六年前に「高野山文章」と云ふものに「憑子」といふ言葉が出て居ります又「むじん」と云ふ言葉は至徳二年恰度例の南北朝の合同が出来来る四年前に「香取文章」と云ふものに現はれて居るのが最初であります。兎に角、日本では鎌倉時代前後から起つたものであると云ふことは事實であります。此等の無盡講、頼母子講は其の後段々發達いたしましたして、其の頃の百姓や町人や下級の武士達の唯一の相互救済機關となつて、さうして、鎌倉戰國時代に於いては、所謂救済的の團體となつたのであり、徳川時代になりまして始めて利益を目的とする射幸的の團體になつたのであります。之れが爲めに「取りのき無盡」などと言つて一度お金を抽籤で取つたものは其後掛金を掛けないでもよいと云ふ様な、殆ど賭博に類似したもの迄もやるやうになつて参りました。又無盡の金を澤山集めて多くの人に金をやらないと云ふやうな不正な無盡の講元も出来まして色々弊害が起り

ましたから、幕府では屢々御布令を出して之れを取り締つたのであります。處が明治維新の後になりましたは此の無盡は金融機關の制度と變化致しまして漸次今日の如く發達して参つたのであります。處が明治の初年には未だ無盡の法律が出来ず、無盡の取締りが出来なために色々悪い無盡講や頼母子講が出来て之れに加入した澤山の人を困らせたことも度々あるやうでありました、だから今日でも一般の人は「無盡」と云へば悪いものゝ集りのやうにお考へになるやうになつて、今日でも無盡を大變嫌ふ人があるのであります、之れは全く古くさい時代の制度が悪くて悪い印象が残つて居るからであります。

絶大な勢力を持つて居る無盡

斯う云ふ有様でありますから信用組合の如くに政府で援助してくれなくとも日本の無盡は現在に於きましては驚くべき發達をいたしまして無盡は日本全國の津々浦々にまで行き渡つて居りました我國の庶民金融機關として唯一の動きをして居るのであります。或る信用組合の關係者である一人の有力者の調査に依りまして無盡は次の様な發達を遂げて居ると言ふことであります。之れに依つてみましても無盡が如何に信用組合よりも更に徹底的に發達して居るか判るのであります。

「全國何れの町村に於ても、如何に内輪に見積つても三萬乃至五萬圓の頼母子講のない町村はな

い。今、假りに一町村平均四萬としても一組の頼母子講は十人乃至五十人の加入者があります。今之を平均三十人として見ましても即ち一村百二十萬圓の無盡契約者があることになります。而して農村はこの位として置いて見ても、全國の市町に於いては年々四萬圓位ではなく之以上莫大な額になつて居ることだらうと思ふが、平均四萬圓として計算を致しましたも全國一萬二千の市町村に之を推算して見ますと實に百四十四億の巨額に達するのであります。今之を平均十年の頼母子講と致してみても一ケ年に約十四億四千萬圓となり、一村平均十二萬圓の金が融通される譯であります」と。此の數字は信用組合の關係者の計算でありますから、大體内輪に見積つてあるのであります。がそれでは無盡は此の様な驚くべき勢力を持つて居るのであります。又、明治四十五年の大蔵省理財局の調査した全國農家負債額の中、此の無盡よりの融通金額は左のごとく、六千四萬圓以上に及び、特殊銀行の貸出額に近いものであります。又、昭和四年二月末帝國農會に於いて調査した全國農家負債四十億圓の中、相互無盡よりの融通金額は五千餘萬圓であつて、ほとんど信用組合のそれと伯中してをります。これに營利無盡業者がやつてゐる無盡の貸付金を合してみるとその額は勿論信用組合を凌駕してゐるのであります。

全國農家負債調 (明治四十五年大蔵省理財局調査)

種別	金額
私人	二六九、一九七、七七七
貸金業者	一五一、三八五、五四七
普通銀行	一三一、四九五、九六二
特殊銀行	六四、三〇四、五二二
相互無盡	六二、九一〇、〇一五
信用組合	二一、八二九、九七八
商業者	一一、三二六、一六六
質屋	九、二八一、一〇六

同 (昭和四年六月末帝國農會調査)

種別	調査數	貸付金額	一村平均
信用組合	九二八	六八、二〇八、四九六	七三、五〇〇
相互無盡	一、二四八	五〇、七二五、二八八	四〇、六四五
貸金業者	一、二三八	一九、九七六、三二九	一六、一三五
私人	一、一四二	三八、二七二、〇五七	三三、五四二
合計		一七七、一八二、一七〇	一六五、八三二

知人間で出来る無盡金融の仕方

右の事實からみましても知ることが出来るやうに政府の手厚い援助をうけてゐる信用組合に比べて何等政府の援助をうけてゐない無盡が、かくのごとき發達をするといふ事實に依つて如何に大地の下から生れてくる民衆の力が驚くべきものであるかといふことを知り得ると共に、此の民衆の相互金融機關である無盡が國民の經濟生活上如何に怖るべき潛勢力をもつてゐるかといふことを窺ふ事が出来るのであります。然るに今までの爲政者は此の侮るべからざる事實を見ずして何等の保護的政策をとらなかつたといふことは誠に嘆かましい事で、これ實に日本の爲政者が歐米讚美主義に流れてゐることを立證してゐるのであつて今後我々は此の民衆の經濟上有力なる無盡をドン／＼利用して行かねばならないと思ふのであります。

佐賀縣講會取規則

(縣令第五十七號) 昭和四年十一月二十日

第一條 本則ニ於テ講會ト稱スルハ頼母子講仕立講等其名稱ノ如何ヲ問ハス一定ノ口數ヲ定メ金品ヲ釀出セシメ抽籤入札其他之ニ類似ノ方法ヲ以テ講員ニ金品ノ給付ヲ爲スヲ謂フ

第二條 講會ヲ組織セントスル者ハ左記事項ヲ記載シ之ニ講則ヲ添付シ主タル講員募集地ニ事務所ヲ設ケ世話人連署ヲ以テ所轄警察署長へ願出許可ヲ受クヘシ

- 一、世話人ノ本籍 住所 職業 氏名 生年月日
- 二、講會ノ名稱及目的

三、事務所所在地

四、講員募集區域

第三條 總掛金額一千五百圓又ハ總掛品ノ時價一千五百圓存續期間十年總口數百ヲ超ユル講會ハ之ヲ組織スル事ヲ得ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル講會ハ本則第五條第十八條ノ規定ヲ除ク外本則ヲ適用セス

一、同一公務所、會社、工場、商店ノ公務員、社員、事務員、店員等ノ間ニ於テ組織スルモノ

二、親族間ニ於テ組織スルモノ

三、總口數三十口以下ニシテ總掛金額百圓又ハ總掛品ノ時價百圓ヲ超エサルモノ

第五條 前條各號ノ講會ヲ組織シタルトキハ左記事項ヲ具シ直ニ所轄警察署長へ届出ツヘシ

- 一、世話人ノ本籍 住所 職業 氏名 生年月日
- 二、講會ノ名稱及目的

三、事務所所在地

四、總口數及一口ノ掛込金額

五、毎回ノ開講期日及存續期間

第六條 本縣内ニ於テ開會セル講會ニシテ縣内ニ於テ講員ヲ募集セントスルトキハ第二條各號ノ外講員組織ノ許可證寫及募集豫定口數ヲ具シ所轄警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ

知人圖で出来る無盡金融の仕方

第七條 講則ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、事務所所在地
- 四、講員募集區域
- 五、毎開會ノ定日、場所及存續期間
- 六、毎開會ノ決算方法
- 七、世話人ノ選任、報酬及責任ニ關スル事項
- 八、總口數及一口ノ掛金品額
- 九、掛金品取立又ハ拂込方法
- 一〇、抽籤又ハ入札其他給付決定方法並ニ入札最低金品額
- 一一、入札差額ノ金品處理方法
- 一二、給付済後割増アルモノニアリテハ其割合
- 一三、花籤ニ關スル事項
- 一四、金錢以外ノ物ヲ以テスル講會ニアリテハ其計算方法
- 一五、當籤又ハ落札者ニ對スル擔保又ハ保證ニ關スル事項

四四

- 一六、掛金品積立金品及擔保物件ノ保管方法
 - 一七、掛込延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ延滞利息ニ關スル事項
 - 一八、講員ノ死亡脱退其他缺口處理ニ關スル事項
 - 一九、講員、權利移轉ニ關スル事項
 - 二〇、講會ニ要スル費用(募集、集金費、座料、消耗品費其他)最高限度
 - 二一、解散及清算ニ關スル事項
 - 二二、其他必要ト認ムル事項
- 第八條 講則所定事項ヲ變更セントスルトキハ講會ニ於テ講員三分ノ二以上ヲ要ス其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ
- 世話人辭任又ハ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 第九條 許可後三ヶ月以内ニ成立セサル講會ハ其ノ許可ノ効力ヲ失フ
- 第十條 世話人ハ加入者住所氏名及加入口數第一番開會後十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
- 第十一條 加入口數ニ滿タサルトキハ第一番會ヲ開クコトヲ得ス
- 第十二條 當籤者、落札者其給付ヲ受ケタル者ヲ脱講セシムル方法ヲ講スルコトヲ得ス
- 第十三條 世話人ハ講員タルコトヲ要シ何等ノ名儀ヲ以テスルヲ問ハス講則所定以外ノ報酬又ハ利益ヲ受

知人間で出来る無差金融の仕方

四五

クルコトヲ得ス

第十四條 發起人、管理人、擔當人、講親等何等ノ名義タルヲ問ハス一般講務ノ所理ニ關係アル役員ハ之ヲ世話人ト見做ス、但シ其ノ數ハ講員總數ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス世話人二人以上アルトキハ代表者一名ヲ定ムヘシ

第十五條 講員ノ加入口數ハ五口以下トシ世話人ノ加入口數ハ本人家族ヲ合シアニ口ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 世話人ニシテ他ノ講會ノ世話人トナラントスルトキハ所轄警察署長ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 世話人ハ第一號様式ノ講員名簿、第二號様式ノ集金簿第三號様式ノ毎回計算書及第四號様式ノ現金出納簿ヲ備ヘ講員ノ異動及金品ノ收支ヲ明ラカニシ其ノ支出ニ係ルモノハ證據書類ヲ徴シ別ニ編綴シオクヘシ

前項ノ帳簿及關係書類ハ講會ノ滿了中途解散許可取消後三ケ年間保存スヘシ

第十八條 警察署官吏又ハ當該關係官吏ハ必要ト認メタル時ハ講會事務所ニ臨檢シ帳簿及書類ノ検査ヲナスコトアルヘシ

第十九條 講會終了シ又ハ中途解散若ハ許可取消アリタルトキハ世話人ハ少クトモ一ヶ月以内ニ清算ヲ了シ其收支計算書ヲ添ヘ清算終了後十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第二十條 所轄警察署長ハ本則ニ違反シ又ハ公安ヲ保持スル爲必要ト認メタルトキハ講員募集及講會ノ停止講則ノ變更若クハ世話人ノ改任其ノ他必要ナル命令ヲ發シ又ハ講會組織ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十一條 許可ヲ受ケスシテ講會ヲ組織シタルモノハ丑拾圓以内ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 講員募集ニ關シ虚偽ノ手段方法ヲ用ヒ又ハ強イテ加入ヲ勧誘シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十三條 第五條、第六條、第八條、第十條乃至第十三條、第十五條乃至第十七條及第十九條ニ違反シ又ハ第二十條ノ命令ニ從ハス若クハ十八條ノ臨檢書類ノ検査ヲ拒ミ又ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

講則ニ違背シテ講會ノ處理ヲ爲シタルモノ亦同シ

第二十四條 世話人ハ其戸主家族同居者雇人其他使用人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其實ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十五條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本則施行前組織シタル講會ニシテ尙存續セントスルモノハ本則施行後三ヶ月以内ニ第二條ノ事項ヲ具シ講則添付ノ上届出ツヘシ

第二十七條 第八條第十六條乃至第二十條及第二十三條第二十四條ノ規定ハ本則施行前組織シタル講會ニ之ヲ準用ス

第一號 様式

知人問で出来る無盡金融の仕方

加入年月日		給付事項		住	所	氏	名
抽籤入札別	受給付年月日	入札	抽籤				

備考 世話人ハ氏名ノ肩書ニ世話人ト朱書シ世話人就任年月日ヲ記入スルコト加入者一口毎ニ登記スヘシ、死亡譲渡等退會ノ場合ハ其年月日事由ヲ加入年月日欄ニ朱書スヘシ

第二號 様式

集 金 簿				口數		講員		何 某	
年	收	日	納	金	額	備	考	年	收
								月	日
								納	金
									額
									備
									考

備考 本簿ハ一人毎ニ別紙トシテ索引ヲ附スルコト

第三號 様式

毎 會 計 算 簿				第 番 會		年 月 日	
摘	要	收	入	支	出	殘	高

第四號 様式

現 金 出 納 簿				要 收		入 支		出 殘		高	
年	月	日	摘	要	收	入	支	出	殘	高	

日本のモーリスプラン銀行

モーリスブラン銀行の始まり——モーリスブラン銀行の原則——モーリスブランに依つて起死回生した人々——日本に於けるモーリス式金融會社——モーリス資金の借入方法——モーリス會社株主の資格——モーリス株主は有利である——安心のできるモーリス資金借入——

モーリスブラン銀行の始まり

今から丁度二十年前、一九一〇年アメリカのノーフォーク市の、とある貸事務所かしむしよの六階かいに二つの小さい空を借りてゐる一人の辯護士べんごしが得體えたいの知れない金融業きんぎやうを開いたのである。これが今日アメリカ全土ぜんどでやかましく云はれるモーリス銀行の起りであつて此の金融會社きんぎやうかいしゃは「ファイデリティ・セーヴィングス・アンド・トラスト・コムパニー・オブ・ノーフォーク」(ノーフォーク忠信貯蓄信託會社)そのものであります。そしてこの銀行は設立の初年には一口百四十ドル平均で、四萬五千四百ドルの貸出をなし、第二年目の末には十三萬ドル以上を貸付け、そのほかに剰余金を積立てた上初めて六朱の配當をすることが出来たのであります。ところが、十五年後の一九二六年におきましたは、全米國を通じて百六行の銀行を有し、九億九千九百萬ドルの貸付額を持ち、貸付口數四百萬以上に及んでゐるのであります。

この銀行を創立した人こそは、實に徒手空拳じゆくうけん難關を切り開いて今日のモーリスブランを創りあげたアーサー・ヂェー・モーリス氏その人なのであります。氏は今年やうやく五十一歳の働らき盛りの一辯護士であります。彼は北カロリナのターボロに生れ、小中學はノーフォークで済ました上、すゝんでヴァヂニア大學へ入學し、一九一〇年に同大學の法科大學を優等の成績で卒業したのであります。しかし氏は、カレッヂに在學中も夏季休暇等にノーフォークの種々の銀行に飛

びこんでその實際の見習ひ、走り使ひの仕事から、帳簿の取扱ひまでも習ひ、また現金係の椅子にも坐りこんで、銀行に關するいろんな小さい仕事にいたるまで殆んど漏れなく研究したのであります。

そして卒業後、數ヶ月にして氏はノーフォークに辯護士事務所を開き、間もなく若干の銀行の法律顧問となつたのでありますが、これが氏をして、後に、その一生を此の銀行に捧けてもつて無産階級の金融の解決に努力さすにいたつた機會となつたのであります。

即ち、モーリス氏は、この事務に携つてゐるあひだに、從來の銀行は製造業者や大實業家の金融機關であるが、職工や會社員や小賣商人や店員や教員達の金融機關ではないことを痛感したのであります。ところが、米國人の四分の三は、これらの人たちであつてこれら銀行の利用の出來ない人たちでありまして彼等は高利貸から、或ひは友人の助けを借りるより他に方法のない人たちであつたのであります、そこで氏はこれらの人たちの金融が將來必要であることを深く考へたのであります。

また氏が、町を歩いてゐると、よく小賣商人や労働者や安い月給取からいろ／＼な相談を持ちこまれたものであります。

「モーリスさん、宅の家の内が病氣で手術しなければならぬのでありますが、あなたは銀行の方にお知合があるから三百弗くらゐ借りる方法はないものでせうか。」

などといふやうな相談をよく受けたのであります。しかし既設の銀行はこれらの人々に金を貸すことはしなかつたのであります。しかし此の正直で勤勉な市民こそは、世にも稀な最上の擔保を有ち、しかもつとも金融を必要としてゐる階級であるといふことを考へて人物プラス所得能力を擔保とするこのあたらしい金融機關が必要であるといふことを感じて遂にそのモーリスプラン銀行の設立に努力したのであります。

モーリスプラン銀行の原則　しからば此のモーリスプラン新式銀行の根本原則は何であるかといへば、その原則はざつと左の三つに歸着するのであります。

- 一、人物プラス所得能力は、信用の妥當なる基礎である。
- 二、この信用にもとづいて貸付けられた貸付金の返済は、借入人の所得能力に應じて週賦拂または月賦拂にしなければならぬ。
- 三、貸つけた金は、重要であり、かつまた、有用なる用途に使用されるものでなければならぬ。

またモリスプランの金融方法は、次のやうな方法に依つて行はれるのであります。資金を調達する方法として、

一、甲、乙、二種の出資証券を賣り出して資金を吸収し、貸しつけの方法としては、

二、本人と連帯保証人二名が連署した手形（期間一ケ年）を無擔保にて割引し

三、貸付額と同額の兩種出資證書にたいし、一ケ年間に月賦又は週拂ひの拂込をなさしめて、いはゆる減債基金をつくらしめ、その満額となりたるときこれと相殺するものであつて其の金額五十ドルより五千ドルまで貸付ける組織なのであります。

すなはち、以上の事に依つて考へてみますと、このモリス銀行の原則は、銀行の資金は銀行の株主である出資者すなはち預金者及貯金者にたいし甲乙二種の證券を發行して資金をあつめ、貸しつけ方法は、借入人の人物プラス所得能力を基礎として手形の割引方法で無擔保で貸しつけその貸付金の返済方法は一ケ年の期間とし、月賦乃至週賦の方法をもつてしめることとしてゐるのであります。そして貸付金の用途は、有用な用途に向けるものでなければならぬことになつてゐるのであります。たとへば、病氣の費用とか、高利の舊債の借換とか、新婚の折りの家具の

買入れとか、または、買つておけば節約になる物の買入とかに使ふものでなければならぬのであります。

また借入人が金を返すときに、節約の必要をさとして將來財政上の獨立を志すやうになるのでなければ、金を貸出すのは無駄であると云つてゐるのであります。さらに、金の借入れの場合に連署する二人の連帯保証人は借入れ人とは熟知の間柄であることが必要であつて、借主と同様、財産をもつ必要はないが人物は確かで確實な所得のある人でなければなりません。

すなはち、この二人の連帯保証人に手形の裏書をさせるのであるから、萬一借主がその借入金の返済を怠る場合には、保証人は借主に代つてその借入金を辨済する義務を負ふてゐるのであります。しかしモリス銀行の經營上の經驗からみてこの連帯者の二パーセント以上にたいし、借主に代つて代位辨済を請求せねばならぬやうであれば、このモリスプラン銀行は失敗であるといつてをります。

また此のあたらしい銀行事業は、少しも慈善的の意味を加へてはならぬものであつてこの事業は、あくまでも營利事業であつて、借主にも割がよく銀行も得になるやうな利率で貸付ける純然たる營利組織でなければならぬこととなつてをります。

また別にモーリス銀行は、保険事業と小賣商の手形割引の仕事をもやつてをります。保険事業を営む目的は連帯者および借入人の遺族が借入人の死亡のためにする損失を保險せんがためであり小賣商業手形の引受制度は、現在非常の進歩をしてゐるものであります。小賣販買の上に一新紀元を開いたものであります。そのやり方は、繁雜ですから詳しくは述べませんが、月賦購入者をして今までのやうに、一割二割ほどのになると三割などといふ割増金を支拂ふこともなく、しかも現金買に近い値段で掛買をなすことを得せしめるといふ案であります。つまりモーリスプラン銀行は、商人に現金を渡し、買手は一箇年のあいだにこの金額を銀行に償還する。しかし利息は世間一般の六割の割引である。そしてこの割度は、家具や、努力節約の諸道具や自動車や、電気装置や、その他類便宜品の購入に適用するために考案されたものであります。

モーリス銀行で助かつた人々

モーリス銀行が開業してから數ヶ月ほどたつた、ある日ひとりの支配人がモーリス氏のもとへ、ひとりの女をよこした。この女のひとは市内のある小学校の先生であつた。この女にはあわれな身の上話があつたのである。これより四年前に、彼女の母と姉妹とが病氣にかゝつたときの拂がとどこほつてゐるのをはらふため、金貸から二百ドルの借金をしたのである。この二百ドルを借りてから一年目に、この女は金貸のところについてまた

百ドルを借りたのであります。こんどの借金は、ひとりの母の死をとむらふためのものであります。

しかし、この女は、四年といふながいあひだ、なにひとつのせいなくもせず、生活費さへも節約してわづかの月給のうちからしほりだせるだけは、たゞの一セントでもこの借金の返済のためにつかつたのであります。元金は、わづか三口を合計して三百ドルでありましたが、彼女の今までに拂らつた金高は四百五十ドルになつてゐるのであります。それにもかゝはらず高利貸しの方には、まだ七百ドルの負債があることになつてゐるのであります。

どうしてこんなことになつたのであるかといふと、金貸は、毎月二分から五分くらの複利を課してゐたのであるが、女が返済する毎に、金貸はふるい方の勘定をしめて、あたらしい口をひらいたこととしたのであります。そしてその度毎に手数料をあたらしく徴收したのであります。このため、この女先生は心勞と過勞のために、あはれにも倒れてしまつたのであります。そのため學校の方も十一ヶ月間もやすまねばならなくなつたのであります。そしてこのあひだは、食ふことさへかす／＼であつて、借金の返済どころではなかつたといふのであります。

このはなしをきいたモーリスは、奮然としてこの人の血までも吸はうとするあくらつきはまる

高利貸をとつちめてやつたのである。そして高利貸あと百四十ドルでもつて、この貸借を帳消にすることにしたのであります。さらにモーリス氏は、女が掛で品物をつた人たちに事情をはなして、はらへるやうになるまで待つてもらふこととしたのであります。

モーリス氏は、そこで高利貸の勘定を皆済してやり、そのほか至急を要するだけの資金を貸してやつたのであります。

このため、この女の先生は、ふたたび希望にもえて學校に出はじめ、第一回の拂ひ込みをすましてのち、第二回の貸付をあふぎ、それをもつて他の債権者に全部支拂ひをなし、二年のうちに、すつかりこれらの借金苦からのがれて、希望と意氣にもえ、教職について、兒童の教導にあたり、立派にすくはれたといふことであります。

この女先生のほか、妻子の病氣が救はれたうへ、節約の習慣を教へられ千ドルの貯金まで出来た驛夫や、在營中父の死亡のために生活の資を失つたばかりでなく弟妹の養育にも困りはてたとき、モーリスプランに救はれて學校を卒業して今では立派な齒科醫院を開業してゐる齒科醫學生の話や、小賣商人がモーリス資金を借入れて大デパートの主人となるに至つた成功物語りや、鐵道に勤務中隻脚を失つた鐵道員がモーリス資金を借入れて驛に果物店を出して成功した涙ぐまし

い話や、また黒奴が借りに來たといふ類笑ましいエピソード、また多勢の家族を養つてゐる人が人殺しのあつた場所に居合せたばかりに殺人罪に問はれてしまひ、未婚の一人娘が一家を扶持せねばならなくなり、救ひをモーリス銀行に訴へ、父が天下晴れての無罪となるまで無事にすこしたといふ劇的の興味をもつた話など、此の新銀行を辿つての悲喜交々の話はずきぬほどであります。

日本におけるモーリス式金融會社

右においてのべたところは、このモーリスプランの發生した理由と、アメリカにおける大體の狀態とであります。このやうな有利な庶民階級にとつて便利なものが日本にもあつたら、どんなに金融難にくるしんでゐる庶民階級民がすくはれるかわかりません。

ところが、このモーリス氏の創設した案を實際にとりいれて、すでに實行してゐる會社が、日本にもあるのであります。東京丸の内郵便ビルディング六階に本店を有し、大阪と横濱に支店をもつてゐる日本モーリス商工助成株式會社が、すなはちそれでありませう。開業してからまだわづかの時日しかたちませんがその成績は、だいたいといふことであります。同社では、いつてを

「當社の貸しだすモーリス資金は、借入人の人格および収入能力をもつて貸出の信用の基礎とする。しかして貸金は事業または生活の安定、改善、向上に必要なもので用途のあきらかなるものにかざるのである。したがつて、連帯保証人のほか別に擔保の必要はなくしかもできるかぎり利率をひくし、社會道徳心にうつたへ、借入人に規則正しき支拂をおしへ、一方に勤儉貯蓄の良風を奨励するとともに、一方に高利貸の害毒からのがれしめ借入人をして安心してその業務につきかじめ、十分にその手腕、能力を發揮するをえせしめてもつて一般の社會の健全な發展を助長せんとするにあるのである。

そして、もしこの會社から資金を借り入れたものが、返済をなしてしまつたときに、さらにすすんで勤儉貯蓄た一步をふみだすこととなれば、この資金はおほい意義があつたといへるのであります。でありますから、この會社では借入人に勤儉貯蓄の機會と効果とをあたへるために、モーリス資金借入申込人にはまづその資格條件として、同會社の株主となることを要求するのである。

これはなんのためであるかといひますと、借入人に富の蓄積をすゝめ、自尊心をたかめるため小額ではあつても、しらす／＼のうちに投資者となる機會と結果とをあたへんがためなのであります。そして、これによつて會社も安全となり、借入人も安全といふことになるのであります。しかし、この會社は慈善事業ではなく營利會社でありますから、その經營法においても、けつして慈善的要素は加味してはありませぬ。しかし、慈善主義はどこまでも排しますけれども、できるだけ借入人の利益のために低利にすることにためてゐるのであります。

すなはち、その利率は、商業的な立場から借入人も利益、會社もまた利益、双方ともうまくいくといふ共存共榮主義なのであります。でありますから、このモーリス資金が、日本の庶民階級すなはち中小工業者や、俸給生活者にとつて、金融上の一新紀元を畫するものであることは勿論のことといはねばなりません。

このモーリス資金は、借入人の収益力に應じて低利の小額資金（一口につき最高一千圓まで）を提供するのであつて、これには二人の保証人（一人でいゝ場合もあります）を要するのであります。が、利率はなるだけ低廉とし、さらに金融をうける人に組織的に借入資格をあたへるためまづ同會社の株主たらしめることとなつてゐるのであります。すなはち同會社のモーリス資金は同會社の株主となつてゐる人に貸付けるのでありますし、この株主にたいしては、その持株拂込額の倍額まで無擔保で貸すのであります。

元金も月賦拂の形式とし、借入より十二ヶ月乃至十四ヶ月または三十ヶ月の後には、借入金ぜんぶを完済し、なんらのきずもない同會社の株式所有者となる仕組であります。

この方法によると、たやすく資金を手にいれることができるばかりでなく、また、たやすくこれを返済することができるのであります。そして、しらすくの間、會社の株主となつてひとかどの資産ができることとなるのであります。

あらたに獨立開業しようとする小店員、小工場主、理髮、美容術師、自動車主など、わづかに六ヶ月まへに、その心がけさへすれば五百圓、千圓とまとまつた資金をたやすく手にいれることができるのであります。また、その金で、さしせまつた高利の負債を返却することもできれば、また、事業上の機会をのがさずにつかむこともできるのであります。また、有用なるもの、購入もできれば、またいろ／＼な經濟上の缺點をのぞいて、生活上の幸福をまねくことができるのであります。

モーリス資金の借入方法 しかれば、このモーリス資金の借入手續はいつたいどうしたらいいかといふと、その手續はかんたんで、つぎのとほりであります。

借入希望者はまづモーリス會社の株主とならなければなりません。それには、モーリス本社またはその支店、代理店もしくは取扱人にむかつて、最初一株につき金二圓五十錢の證據金をそへて、一定書式の申込書を提出するのであります。

會社は、これをうけつけますと、申込者の資格を審査したうへ、第一回十二圓五十錢（内二圓五十錢は證據金に充當するにつき、實際拂込は、十圓でたるる）の支拂をうけると同時に、株主名簿に登録し、その拂込領收證とひきかへに、株主に公布し、ひきつゞき第二回第三回と拂込のあるたびにこれを株券に記入し、第十回の拂込のときに、借入申込書を會社に提出し、會社は定款および貸付規程にしたがひ、その翌月拂込の倍額を貸しだすのであります。借入申込書、株主内審表を書いてみるとつぎのとほりであります。

モーリス資金借入申込書

一金	但	種
右貴會定款及「モーリス資金」取扱規程承知ノ上借入度申込候也		
追而連帶保證人ハ左記ノ通りニ御座候處貴社ノ御都合ニ依リテハ他ニ適當ナル者相立テ可申候		
昭和 年 月 日	住 所	

職業
申込人株主

日本モリス商工助成株式會社御中

連帶保證人住所
連帶保證人住所

職業 氏
職業 氏
名 名

株主内審表

本籍	現住所	資産	負債	職業	經歷	株主姓名	
						年 月 日 生	股
納税						生命保險	
信用組合等						無	
他人ニ對スル保證ノ有						無	

備考 一、借入金用途
保證人御一名ニ付調査料金貳圓申受候事

取引先	取引銀行	電話	順路	居住	火災保險	風采容貌	趣味嗜好	近隣	家族ノ内容
取引振	取引振	話	況目	所價格約	度性質	性容貌	嗜好	隣	ノ内容
動務	取引振			借年	趣	態	味	交際	内
取引先	取引振			支拂振	味	度	嗜	聞	容
					好	性	好	模	
					好	容	好	樣	
					好	貌	好		
					好	貌	好		
					好	貌	好		
					好	貌	好		

注意 一、此内審表ハ株主一名毎ニ申込受付ノ日ヨリ三日以内ニ必ず御提出下サイ
此内審表ハ將來貸出ノ場合ニ調査基準トナルモノ故内審ハ正確ヲ期セラレタシ

申込書

一、日本モリス商工助成株式會社
但シ一株ノ金額金五十圓（此第一回拂込金一株ニ付金十二圓五十錢也）
右貴會定款並ニモリス資金取扱規程承知ノ上拙者ニ於テ今般拂込額ヲ以テ讓受度ニ付取扱相成度證
據金 圓 錢也相添へ此段申込候也
追テ殘額金 圓也（一株ニ付金十圓ノ割合）ハ來ル 月 日拂込可申萬一拂込履行不
致候節ハ證據金ハ其儘貴社ノ所得トシ御損害ニ充當ノ儀承認致候

株式 株

住所
職業
氏名

日本モーリス商工助成株式會社御中

右申込通り當會社所有日本モーリス商工株式會社株式讓渡ノ儀承認候也

昭和 年 月 日

モーリス證券株式會社

しからば、右の形式と手續とを経れば、いくらでも貸しだしてくれるかといふと、さうではないのであります。

モーリス資金の借入は、持株拂込の倍額まではできるのでありますが、一口につき最高一千圓を限度としてゐるのであります。そしてそれ以上は絶対にゆるさない。それは多額の資金を要するやうな有力な少数の株主をしあわせにするよりは、なるべく小額にして多数の株主すなはち借入人をひとりでも多くしあわせにしたいといふのが、同社の趣旨であります。

モーリス會社株主の資格 會社は、その會社の基礎を鞏固にし、會社と株主との共同の利

益を保護するために、つぎのやうな「モーリス資金」取扱ひ規定をもうけてをります。

「モーリス資金」取扱ひ規定

第一條 當會社ハ當會社ノ株主ニ對シ定款及本規定ノ定ムル所ニ從ヒ其持株拂込金額ノ倍額迄「モーリス資金」ノ貸付ヲ行フ

第二條 「モーリス資金」ハ借入株主ノ人格ヲ信用ノ基礎トスルヲ以テ必要止ムヲ得サル場合ノ外總ヘテ無擔保トス、但借入中ハ第十條ノ規定ニ從ヒ其持株券ヲ當會社ニ提供スルモノトス

第三條 「モーリス資金」ノ借入ヲナサントスル株主ハ遅クモ其持株拂込完了ト同時ニ當會社ヘ「借入申込書」ヲ提出セラルヘシ當會社ハ此申込ニ依リ借主及ヒ連帶保證人ニ對シ其名譽信用上迷惑トナラサル範圍ニ於テ一應ノ調査ヲナスコトアルヘシ

第四條 「モーリス資金」ハ申込書ノ約旨ニ從ヒ其拂込ヲ滞無ク完了シタル株主ニ限り第十一ヶ月目ニ貸付クルモノトス、但持株ノ拂込ヲ完了シタルモノト雖モ株主名簿ニ始メテ登録後滿十ヶ月以上ヲ經過スルニアラサレハ貸付ヲ行ハス

第五條 前條但書期間後ト雖モ新ナル「モーリス資金」ノ貸付ヲウクルタメ新ニ株式ヲ取得シタル場合ニ付テハ前條ト同様滿六ヶ月間ヲ經過スルニアラサレハ貸付ヲ行ハス、但當會社ノ認定ニヨリ本條ニ據ラサルコトアルヘシ

第六條 「モーリス資金」ノ返済ヲ滞無ク完了シタル株主ニ對シテハ前二條ノ規定ニ拘ラス何時ニテモ直チ

ニ持株拂込金額ノ倍額迄「再度貸付」ヲ行フ

第七條 「モーリス資金」ノ貸付額ハ一口最低金二百圓、最高金一千圓トシ一人一口ニ限ル

第八條 「モーリス資金」ノ貸付ヲ受クルモノハ左ノ資格ヲ具備シ當社ノ適當ト認メタルモノニ限ル

- 一、當會社株式拂込ヲ一回ノ遲滞モナク完了シタル株主
- 二、年齢滿二十歳以上ノ妻帯者ニシテ當會社ノ本支店又ハ代理店所在地及ヒ其ノ近接町村ニ一戸ヲ構ヘ獨立ノ生計ヲ營ム者
- 三、同一ノ事業ニ滿二ケ年以上勤續シ尙引續キ其事業ニ從事シ得ル見込アル中小商工業者又ハ同一官廳會社銀行ニ滿二ケ年以上勤續シ尙引續キ勤續シ得ル見込アル者
- 四、三井生命保險株式會社其他當會社ニ於テ適當ト認メタル生命保險會社又ハ簡易生命保險局ノ被保險者

第九條 「モーリス資金」ノ貸出ハ左記ニ列記シタルモノ又ハ株主ノ事業生活ノ安定改善向上ニ必要ナル資金ニシテ用途明ナルモノニ限ル

健全ニシテ見込アル事業資金、教育費、療養費、納稅資金、保險料拂込資金、借家敷金、婚姻葬祭費、定期乘車券買入費、其他危險ナル投資又ハ奢侈其他不健全ナル消費ト認ムルモノニハ貸出ヲ行ハス

第十條 「モーリス資金」借入株主ハ其返済ヲ終ル迄其持株券ニ賣渡委任狀ヲ添ヘ當會社ヘ賣却ノ委託ヲナスモノトス

借入株主其債務ヲ完済スル迄ハ其委託ヲ取消シ又ハ其賣却代金ノ交附ヲ當社ニ請求スルコトヲ得ス、借入株主其債務ノ履行ヲ怠リタル時ハ當會社ヘ其賣却代金ヲ以テ本資金ノ元利金及損害金ニ充當スヘシ、但賣却ハ法定ノ手續ニ依ルヲ要セサルモノトス

借入株主債務完済シタル場合ニハ預リ證ト引換ニ本條ノ受託株券ヲ返戻ス

第十一條 「モーリス資金」借入株主ハ其債務ヲ完済スル迄自己ノ生命保險ニ對シ當會社ノタメ質權ヲ設定シ又ハ當會社ヲ保險金ノ受取人トナスモノトス

第十二條 「モーリス資金」ノ貸付ニハ第八條第二項ノ資格ヲ備ヘタル連帶保證人二人ヲ要ス、但連帶保證人カ左ノ一ヲ備ヘ當會社ニ於テ適當ト認メタル場合ニハ一人ニ減スルコトアルヘシ尙保證人一人ニ付二圓ノ調査料ヲ要スルモノトス

一、第八條第一項ニ該當スル株主

二、三井銀行關係營業店ニ取引其他ノ關係ヲ有スルモノ

第十三條 「モーリス資金」貸出契約ハ公正證書又ハ手形貸付トス

第十四條 前條ノ貸出金ハ毎月期日毎ニ賦拂元利金ヲ内入金トシ別ニ定ムル方法ニ依リ完済スルモノトス但借入株主ノ都合ニ依リ一時ニ完済スルヲ妨ケス

第十五條 俸給生活者ニシテ賞與其他確實ニ豫見シ得ヘキ收入金ヲ以テ返済シ得ルモノト認メタル場合ニハ本條ニ據ラサルコトヲ得

第十六條 借入株主支拂期日ニ元金ノ返済ヲ怠リタル場合ニハ元金一百圓ニ付一日金五錢ノ割合ノ遅延利息ヲ支拂フヘシ本條ノ場合ニハ爾後前二條ニ定メタル元金支拂ノ特權及第六條ノ再度借入ノ利益ヲ失フ

第十七條 「モーリス資金」貸付ノ際初一回限り貸付金額ノ百分ノ一ニ相當スル手数料ヲ徴收ス

第十八條 「モーリス資金」ヲ滞リナク返済シタル株主ニ對シテハ「報賞金」トシテ其株式拂込ニ應シ年五分ニ相當スル利息ノ割戻ヲナス

前項ノ報賞金ハ當會社カ利益ノ配當ヲナス場合ニハ配當金ト併セテ年五分ニ達スル金額ニ止メ利益ノ配當カ年五分以上ナルトキハ之ヲ停止ス

第十九條 「モーリス資金」借入株主ニ對スル配當金又ハ報賞金ハ其債務ノ完済アル迄之ヲ當會社ニ留保シ置キ其完済ヲ待チテ之ヲ交付ス、但債務ノ支拂ニ二回以上故障アリタル株主ハ前項ノ報賞金請求ノ權利ヲ失フ

第二十條 前條ノ配當金ハ「モーリス資金」借入株主カ債務ノ履行ヲ怠リタルトキハ當會社ハ其株主ニ何等ノ催告ヲナサズ元利金及損害金ニ充當スヘシ

第二十一條 一度「モーリス資金」ヲ借入レタル株主ハ如何ナル事情アルモ當社存立中ハ最低二株ノ株主タル義務アルモノトス、但「モーリス資金」ノ借入ヲナササル株主ハ此限ニアラス
なほ参考として、同社の定款を抜萃してみるとつぎのとほりであります。

日本モリス商工助成株式會社定款

第一條 當會社ハ日本モリス商工助成株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ其ノ目的トス

一、金錢貸付業

二、保險ノ代理業

三、右ニ附帶スル一切ノ業務

第四條 當會社ノ存立期間ハ會社成立ノ日ヨリ滿三十ケ年トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載ス

第八條 株金ノ拂込ヲ怠リタル場合ニハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ヲナシタル當日迄金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徴スルコトヲ得

第九條 當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之ヲ讓渡移轉スルコトヲ得ス

第十條 株式取得ニ因リ其名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ書式ニ當事者双方通印ノ上株券ト共ニ當會社ニ差出スヘシ、當會社ハ之ヲ株主名簿ニ登録シタル上新株券ニ書換ヘ請求者ニ交付ス此場合手数料トシテ株券一通ニ付キ金六十錢ヲ支拂フヘシ、但新株券ヲ交付セス名義書換ニ止マル場合ハ株券一通ニ付キ金十錢トス

第十一條 相續、遺贈其他買賣讓渡以外ノ原因ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ前條ノ場合ニ取得ノ原因ヲ證明スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 汚損其他ニ依リ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ

第十三條 株券喪失ノ爲メ其再交付ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ當會社ハ喪失事實ノ證明ヲ得タル後請求者ノ費用ヲ以テ二日間其旨公告シ、尙三十日ヲ經テ他ヨリ異議ノ申出ナキトキハ相當保證人二人ヲ徵シ新株券ヲ交付ス本條及ヒ前二條ノ場合ニハ株券一通ニ付金六十錢ノ手数料ヲ支拂フヘシ

第十四條 當會社ハ毎決算期最終日ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ時マテ第十條、第十一條ノ取扱ヲ停止ス

前項以外ノ時ト雖モ取締役會ノ決議ニ依リ公告ノ上一定ノ期間其取扱ヲ停止スルコトヲ得、但會社ノ事業遂行上必要ナル場合ニハ停止中ト雖モ特ニ其必要アル者ノ爲ニミ其取扱ヲナスコトヲ得

第十五條 株主ハ其住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届出スヘシ、之ヲ變更シタルトキ亦同シ株主權ヲ行使シ又ハ第十條乃至第十三條ノ請求ヲナス場合ニハ前項届出ノ印鑑ニ用ヒタル印章ヲ用フヘシ

第十六條 定時株主總會ハ毎年三月九月臨時株主總會ハ必要ニ應シテ之ヲ招集ス

第十七條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルヲ妨ケス

但其代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第十八條 株主總會ノ議事ハ法律ニ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外出席株主議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

但議長ハ之カ爲自己ノ議決權ヲ失フコトナシ

第三十一條 當會社ノ決算ハ毎年二月末日及八月末日ノ兩度トス

第三十二條 當會社ノ純益金ハ左ノ通り處分ス

第一、法定積立金 法定額ニ達スル迄ハ百分ノ五以上

第二、貸付金銷却積立金 百分ノ十以上

第三、役員賞與金百分ノ十以上

純益金ヨリ第一乃至第三ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ對スル利益配當其他ニ充當ス

第三十三條 利益ノ配當ハ毎年二月及八月各末日ニオケル當會社本店ノ最終營業日午後四時現在ノ株主ニ對シ之ヲナスモノトス

第三十四條 株主ニ對スル通知ハ普通郵便又ハ便宜ノ方法ニ依ル

通知ヲ發シタル事項當會社ニ存スルトキハ當會社ノ承認スルニ足ル反證ナクシテ通知不着ノ申立ヲナスコトヲ得ス

モーリス株主は有利である モーリス式會社の株主は、株式をゆづりうけてから左の通り拂込をつゞけ、十ヶ月経過したならば遠慮なくその持株拂込金額の倍額までの貸付金を會社に要求し、その翌月借りうけることができるのであります。しかし一時に拂ひこんでも滿十ヶ月経

過せぬうちは、貸出しは、一切行はないのであります。

一株につき

第一回拂込 (第一ヶ月)

一二、五〇

第二回拂込 (第二ヶ月)

第三回同 (第三ヶ月)

第四回同 (第四ヶ月)

第五回同 (第五ヶ月)

第六回同 (第六ヶ月)

第七回同 (第七ヶ月)

第八回同 (第八ヶ月)

第九回同 (第九ヶ月)

第十回同 (第十ヶ月)

(譲受の際金二圓五十銭を證據金として支拂ひ殘額金拾圓は都合よきとき拂ひこむ)

四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
四、〇〇
五、五〇

また、たとへて云つてみますと、二株の株主は十ヶ月間に二百圓を拂ひこんで二百圓の貸しだしをうけるのでありますし、五株の株主は、十ヶ月間に二百五十圓を拂ひこんで五百圓の貸しだ

しをうけるといふことになるのであります。

しかし、この倍額まで借りるには、その拂ひこみを一回でも滞つてはなりません。このことは特に注意を必要とすることでありませす。

そして返済は貸付をうけた翌月から毎月一回左の方法で支拂ふのであります。

種丙 金元 十参				表済返種乙 (圓百壹金元 済完回四廿)				表済返種甲 (圓百壹金元 済完回二十)				
第一回	第二回	第三回	第四回	第一回	第二回	第三回	第四回	第一回	第二回	第三回	第四回	甲種は元金返済額、乙種は元金返済額であります。
五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	四・五〇	四・五〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	
第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	第二十一回	第二十二回	
四・五〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇	
第二十一回	第二十二回	第二十三回	第二十四回	第二十五回	第二十六回	第二十七回	第二十八回	第二十九回	第三十回	第三十一回	第三十二回	
三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	

返 済 表
(圓百壹回 済完)

第十回	第九回	第八回	第七回	第六回	第五回
四・五〇	四・五〇	四・五〇	四・五〇	五・〇〇	五・〇〇
第二十回	第十九回	第十八回	第十七回	第十六回	第十五回
三・五〇	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
第三十回	第二十九回	第二十八回	第二十七回	第二十六回	第二十五回
三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇

甲種は、右表のとほり貸出をうけた翌月から元金を十二ヶ月に分割して辨済し、利子は毎月別に支拂ふ仕組であります。

乙種および丙種は貸出をうけた翌月から右表のとほり元利金を合計した一定の金額を二十四ヶ月または三十ヶ月にて支拂ひ定済するものであります。

但し俸給生活者であつて、賞與その他確實に豫見することのできる収入をもつて返済し得るものとみとめたものには、特に月賦拂に依らなくても、便宜の返済方法を協定するのであります。そのうへに利息はきはめてやすく、しかも手取額は多く、なほその上に元金が減ずるにつれて支拂利息も減ずるといふ、どこまでもモーリス株主の利益を考へた仕組であります。すなはちこの種の貸金は、一ヶ年の利息を天引きするのが普通であります。これでは利用せんとして借り入れた資金の手取額が減じて何の役にもたないのが例であります。それでありませ

ら、會社はまづ三十日間の利息額を計算して借入人の利用額を多からしめ、元金の漸減とともに利拂ひもまた遞減するといふことにしたのであります。

でありますから、借入人は、實際使用した資金だけしか利拂しないといふことになるのであります。しかし、一度返金しておけば、株主である以上いつでもその倍額までの借入はすぐとできるものであります。その拂込返済に一回の間違もなかつた株主には、會社が利益がなく配當をしないばかりでも、年五分に相當する奨勵金を年二回に報賞金として割戻す制度がありますから借入利子は一層やすくなるわけでありませす。しかして會社の成績があがれば、その上さらに特別配當をすることはもちろんであります。したがつて會社の株主は、投資または利殖の方面からか

んがへても非常に有利であります。單に金利上の計算からしますと、他に有利な放資材料もありませんが、それは百圓の金を百圓として役立つだけで、これを二倍に働かすといふまいことではないのであります。

モーリス式は、投資の二倍の金融をうみ、更にこれを有用の方面に運用するから、その働らきは實に何倍になるかわかりませせん。しかも一方持株にたいしては、照り降りなしに配當なり、割引料の割戻収入があり、その収入は、會社の利益があがればあがるほど、増加のたのしみがあり

ます。どんなことがあつても年五分以下にはならないといふ、きはめて有利のものであります。それは全く會社のもつとも進歩した合理的組織の生みだすところのもので、本元の米國のモーリス式以上のものであるであります。

そのほか、前にも述べたやうに借入人は不動産、有價證券等特に財産を有する必要はありません。また連帯保證人二人を必要とはするけれども、これもたいしてむづかしい條件はいらぬのであります。借入人とおなじ條件をそなへ、一定の収入力を持ち、間違のない確定な人物であればそれでいゝのであります。それも保證人が、この日本のモーリス商工助成株式會社の株主であるか、あるひは、三井關係の營業店に取引その他の關係があるものであれば、ひとりでいゝ場合もあるのであります。

安心のできるモーリス資金借入人 モーリス株主にたいして、會社では無擔保でモーリス資金を貸付けるほか、それとは全然別に土地、家屋、商品、電話、有價證券などを擔保として低利迅速に貸出しもするのであります。これは、モーリス株主以外の人々にも貸しだしはするけれどもモーリス株主と會社とは一身同體でありますから、株主には萬事手輕にいろ／＼の便宜があたへられるのであります。

また株主は、自分の都合上その持株を他へのつりたいたときは、いつでも處分することもできるのであります。さういふ場合には、姉妹會社であるモーリス證券株式會社が一切そのしまつをするのであります。すなはちモーリス證券株式會社が、借入人の義務持株二株をのぞきその株主に損失や迷惑をかけぬやう拂込額で買ひもどすのであります。なほまた、融資申込の關係上持株増加の場合もその相談に應ずるのであつて、この點もまたモーリス式のあたらしい組織のひとつといふべきであります。

以上述べたところによつて、ほどこのモーリス資金の借り入れ方、返済の仕方、その貸付金額等もあきらかになつたこととおもひます。

政府の中小商工資金の借り方

中小商工業者は困つて居る——人口の割に中小商工業者が多い——苦しめられて居る日本の小賣商——中小商工業者の金融難——銀行を利用出来ない中小商工業者——所謂政府の中小商工資金——中小商工資金の借入規約——中小商工資金借入れの手続き——中小商工資金の借入申込から取引までの順序——中小商工資金借入申込案内——借入れの契約——中小商工資金貸出しの現況

中小商工業者は困つて居る

此の頃迄よく世間の人や政治家が、農村疲弊とか、農村は行きつまれりとか、日本の農民は金融難に苦しんで居るとか申して居りましたが、近頃では之れと反對に中小商工業者の問題が、大變社會の注意をひくやうになりました。此の中小商工業者の問題の中で最も樞要なものは無論云ふまでもなく中小商工業者の金融問題であります。中小商工業者が困つて居るのは勿論單に金融のみでなく色々な方面から、色々壓迫されて居るのであります。其の中心問題を成して居るものは中小商工業者の金融であらうと考へられます。今中小工業者が如何なる理由でそんなに困るやうになつたかと云ふその原因の二三をお話いたしました。次に更に進んで中小商工業者の金融難の原因を明らかに致しまして、これに對する對策の一つとして昭和二年の暮に政府が民間の中小商工業者救済の爲に預金部の金から投出しました五千萬圓の所謂中小商工資金の借入れ方に就いて其の概略をお話し致したいと思ひます。

人口の割合に中小商工業者が多い

中小商工業者が困るやうになる一つの原因は、日本では人口の割合に小賣商人や小さい家庭工業をやる人が多いと云ふのが其の原因であります。人口の多い日本では役人や月給取りにならうと致しましてもなか／＼競争が劇しくて連々仲々其の地位に就くことが容易ではありません。従つて大部分の人は小さい商賣を始めるか、又は小さい家

庭工業を始めよりほかに生活の道がないのであります。

勿論此の兩者であればさした経験や大した技術がなくともよいのであつて、僅かに二三百から二三千圓の資本を持って直ちに始めることが出来るのであります。たとへば小間物店を出したり本屋をしたり、文具店を出したりすることは役人上りの人でもすぐ開くことが出来ますし又セルロイド工場とかの家庭工業は一人二人の熟練した職工と四五人の小僧があれば直ちに始めることが出来るのであります。此のやうに日本では人口の割合に多い此の小さい商工業の行詰りから非常に困つてゐるのであります。工業の方ははつきりしたことは分りませんが小賣商人の方面では日本の戸數七戸に對して一人の小賣商人があると云ふ事を或る統計學者は申して居ります。私は外國を旅行して見ましたが、獨逸やフランスに較べてみましても、その町並を見て歩きまして、日本程軒並みに小賣商人の並んで居る處は世界至る所、何處にも見當らないと云ふ事を感じるのであります。之れが即ち小賣商人が生活に苦しい第一の原因であらうと思ひます。

上下から苦しめられて居る日本の小賣商

先きに申し上げましたやうに、日本では大體が戸數の割合に商工業者が多いのであります。その上小賣商人の方面に於きましては最近の上の方からは近來流行の大百貨店に壓迫されて居るのであります。此の大百貨店では日常家庭

の日用品や野菜、魚類等にいたるまで殆んど小賣商人が扱ふ品物まで豊富に、安價に、賣捌いて居りますから、小賣商人は自然と此の方面からおびやかされて行くと云ふ有様であります。又下の方では例の公設市場や又は消費組合から壓迫されて居りまして、現在の小賣商人と申すものは此の上下の兩方面から壓迫されて漸次其の得意を失つて居ると云ふ有様であります。此の状態ではどうしても小賣商人が立行く譯がないのであります。それかと云つて日本の小賣商人を人間力で制限することも出来ないし又百貨店を全然廢めさせてしまふと云ふ事も出来ないし、消費組合の運動をさせないやうにすることも不可能であつてみれば、此の小賣商人の苦しみは將來人口の増加と共に永久に救ふことが出来ないであらうと考へられます。又家庭工業家に於きましても同じことでありまして、彼の、カルテルとかトラストとか云ふやうな大企業に依つて段小工業家は壓迫されて居ります。一方又、下は生産組合又は之れに類似の組合の爲に壓迫されて、段々と家庭工業といふものは現在立行くことが出来ないやうな有様であります。

中小商工業者の金融難

第三の中小商工業者の苦しみの原因は即ち前に述べました三つの原因の中の最も主眼とも云ふべき金融難によれる中小商工業者の苦しみであります。最近日本の政府ではどう云ふものでありますか、地方長官に向つて、地方銀行の合同を盛んに奨めて居りま

してどの縣でも銀行の合同雷燈會社の合同と云ふものは一種のはやりものになつて居る有様であります。勿論小資本の銀行が地方至る所に存在してその資本の薄弱な銀行が地方の人の大切な預金を預るといふことは一種の危険かも知れませんが、一方、銀行の合同に依つて銀行の資本金は大となり、銀行の基礎は鞏固となりますが、一方、地方民の中産以下の庶民階級は銀行の利用が段々出来なくなつてくると云ふ傾向のあることを見のがしてはならないのであります。過般起りました大恐慌以來銀行の合同、資金の偏在と云ふことは愈々甚だしくなりました。銀行の数は段々減つて参りました。資金は日本の最も大きい銀行のみに集中して行つたのであります。更に嚴密に申し上げますれば所謂、三井、三菱、住友、安田、第一の五大銀行に預金の大部分が吸収されて資金の偏在を來しまして、中小商工業者は銀行を利用することが出来ないといふ有様であります。今此の有様を示す爲めに恐慌以來の銀行の合同と資金の偏在等を極く簡単に、數字を以つて説明いたして見ますと即ち左の通りであります。

種 類	大正十四年末	大正十四年中	減	昭和元年末							
	普通銀行				一、五〇九	併	八五	解	四五	一	一四
兼營銀行	二八				二				一	三	二五

合 計

一、五三七

八七

四六

一一七

一、四二〇

以上の通り銀行の数は段々減つて参りました。又資金はどうかと申しますと彼の先き頃の大バニツク以來所謂五大銀行へ資金は段々集中致して参つたのであります。今全國の普通銀行百十九行に就いて昭和元年度の上半期と恐慌後の昭和二年の上半期との預金額を比較致して見ますと即ち左の通りでありまして、預金の増加した銀行が其の百十九行の中僅かに三十行であるのにも拘はらず預金の減つた方の銀行は八十六行であるのであります。之れを以つて見ても如何に預金が地方の小銀行から都會の大銀行に、吸収されたかと云ふことが、明らかに示され居るのであります。

元年度下期末	預 金 額	二 年 預 金 額 度
増加三十行	三十五億六百萬圓	四十億一千二百萬圓
減少八十六行	二十八億九千一百萬圓	二十五億一千萬圓
計百十六行	六十三億九千八百萬圓	六十五億二千二百萬圓
		一億二千四百萬圓增加
		五億五百萬圓增加
		二億一千萬圓減少

右のやうに三十行の預金の増加額は五億五百萬圓に達して居りますが此の中の大部分の額であ

る九割五分に當る處の四億八千萬圓と云ふものは即ち此の三十行の中の先に申し上げた五大銀行の安田、三井、三菱、住友、第一の獨占する處でありまして、其の残りの僅かに五分に相當する一千五百萬圓と云ふ僅かな金が他の小さい銀行に集つたのであります。即ち五億五百萬圓の全部が五大銀行に集つたと云つても差支へないのであります。今その増加の額を示して見ると左の通りであります。

	増加額		増加額
安田	六四〇〇萬圓	三井	八三〇〇萬圓
第一	六三〇〇	三菱	一、二七〇〇
住友	八九〇〇	計	四、二六〇〇

銀行を利用出来ない中小商工業者 以上お話し致しましたやうに日本の中小商工業者は

現在銀行の合同と資金の偏在とに依つて銀行を利用することが出来ないものでありますから其の金融に大變困つて居るのであります。昔は小さい商店の小商人は暖簾を分て貰つた親方即ち「お店」へ行つて其の金融をつけたのであります。又小工業者の家庭工業のものや職人は所謂問屋から金融をつけて貰つたのであります。然るに現在では、之等の「お店」も、問屋も、自分達が銀行の金

を利用することが出来ないものでありますから、勿論それ以下の小さい商人や家庭工業を救ふことは出来ない有様になつて居ります。外國に於きましては、此の方面に於ては色々な設備があるものであります。英國では五大銀行の一つであるロイドバンクに於いてすら無擔保で對人信用を基礎と致しまして中商工業者に多大の金を貸出して居るのであります。即ち其の金額と申しますものは十九億四千七百萬磅でありまして、口數に於きましては全體の八割四分を占め金額に於きましては四割三分と云ふものを中商工業者の資金に貸出して、中商工業者の爲充分に資金の利出が出来るやうな組織になつて居るのであります。又米國に於きましても紐育のナショナル・シチーバンクでは對人信用を基礎と致しまして五十弗以上三千弗以下の金を六分の低利一ヶ年の期間で無擔保でもつて貸出し居ると云ふやうな機關が設けられてあります。之れ等は何れも全然對人信用でありまして、何等の擔保も取らないのであります。此の外モーリスバンク或は其の他色々な施設がありまして、中商工業者の爲に夫々金融の道を計つて居るのであります。ふり返つて日本を見ますると何等之に相當する適當な施設はなく、銀行の金は無論中以下の小商工業者では手が出ないと云ふ有様でありますから、無論保險會社も信託會社の金も中以下の人には出来やう等がないのであります。然して之等中以下の者が所謂庶民金融機關を利用しようとしてしましても信

用組合は都會のみに僅かあるばかりで其の内容等もお話しにならない程度であつて之を一般の人が利用することは今の所まづ不可能であります。残る所のものは僅に質屋と無盡會社であります。が之れとても生活資金を作るのにはいゝ機關であります。が、營業資金を作るのには充分な完全なる機關といふことは出来ないであります。今度新しく出來た昭和銀行に於きましても十人の連帯保證即ち十人の組合を作つて來たならば資本金を貸出すと云ふやうなことを考へて居るさうであります。が之れが出來れば幾らか緩和することが出来るであらうと考へられますが、いまだ實行されて居ないやうです。又勸業銀行に於きましても最近長期低利資金の貸付けと云ふ制度を初めて資金の融通を計るやうになつたさうであります。又日本興業銀行に於きましても大正十五年二月以來中商工業者に小口資金の貸出しを致して居るやうであります。が、之等もまだ充分に徹底されて居ないやうです。

所謂政府の中小商工資金 所が政府では昭和二年の十二月に預金部の資金五千萬圓を之等中商工業者の救済の爲に低利を以て貸出すといふ計畫を致しまして昭和三年にはひりまして愈々之を實行致しまして現在之れが貸出しをやつて居るのであります。さうして五千萬圓の金を各府縣に割當てまして其の府縣の勸業銀行同支店、興業銀行、北海道拓殖銀行、中央金庫、産業組合

(産業組合中央金庫經由) 普通銀行(興業銀行經由)等を通じまして、之れが貸出しを致したのであります。しかし此の成績は餘り面白く有りませんでした。政府で五千萬圓を貸出さうといふのに實際の申込みは其の半額にも達せないといふ有様でありました。

所が中小商工業業者は實際資金に困つてゐないのであるかといへば、實際はその資金難に苦しんで居るのでありますから政府でも民間の輿論もあり、又中産階級以下の人々は實際に於いて資金に困つて居るのでありますから昭和五年三月更らに政府は預金部から二千萬圓を貸出すこととなり之れを發表しましたが、之れに對して各府縣からの其の借入申込みは産業組合だけでも此の約二倍の四千五百萬圓にも達しましたから政府はその二千萬圓の貸出しを左の通りに割あてました所がこれでも逆も間に合はないといふので昭和六年一月さらに五百萬圓を追加して二千五百萬圓を貸出す事としたのであります。

- 一、産業組合中央金庫を経るもの 一三、二五六
- 二、日本勸業銀行を経るもの 三、八九八
- 三、農工銀行を経るもの 三、三七一
- 四、北海道拓殖銀行を経るもの 四七五

政府の中小商工資金の借り方

合計

各府縣別割當表

二〇、〇〇〇

九四

府縣別	中央金庫 經由分	勸業銀行 經由分	農工銀行 經由分	北海道拓殖 銀行經由分	合計
北海道	四七五			四七五	九五〇
青森	三六六				三六六
岩手	三〇九				三〇九
宮城	二二六		九六		三三二
秋田	三三四				五二二
山形	七二二				七二二
福島	二八五		一九〇		四七五
茨城	一四三				一四三
栃木	三三三		一四二		四七五
群馬	九四一	二四二	二四二		一、四二五
埼玉	四七五		一四二		六一七
千葉	二三七				二三七

府縣別	中央金庫 經由分	勸業銀行 經由分	農工銀行 經由分	北海道拓殖 銀行經由分	合計
東京	二、一五三				四、三〇七
神奈川	七一		二四		九五
新潟	三八〇	四七			四二七
富山	一一三				一一三
石川	三六	三二〇			三五六
福井					
山梨	二九三	一一六			四一九
長野	一四二		九五		二三七
岐阜	五一七		五		五二二
静岡	二〇九	一四〇			三四九
愛知	二七四	三〇			三〇四
三重	三九		一九一		二三〇
滋賀			二三七		二三七
京都	七二二				七二二
大阪	三〇四	七六			三八〇
兵庫	六六四	一〇五	一〇五		八七四

政府の中小商工資金の借り方

九五

大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良
一一七	九五	二三	一一四	三八〇	二八五	九五	二二四	一七	一	一	二三七	九四	三二四	一四四	一四三
									七一			一九一		二二六	一四二
										一七一					
一四四						九五		一四							
二六一	九五	七一	一九〇	三八〇	二八五	一九〇	二八五	三一	七一	一七一	二二七	二八五	三一四	三八〇	二八五

宮崎 九六
鹿兒島 九六
沖繩 二九

中小商工資金借入規約 此の資金の借り入れには左のやうな規約があります。

一、貸金の用途 中小商工業者の運轉資金(短期債務の決算及び借換資金を含む)に充用すべきものであつて所謂大商業者の申込み及び中以下のものであつても此の目的以外に之れを使用せんとするものには断然貸出さないことになつて居る。従つて、其の申込みを嚴重に調査して居ります。而して其の調査は地方の實狀と其個人の狀態をよく調べて公平に處理することになつて居ります。

一、融通の經過 大藏省預金部の勸業債券の引受けによる資金を日本勸業銀行、同支店、日本興業銀行、普通銀行(日本興業銀行經由)産業組合中央金庫等を経由して貸出すのであります。

(イ)日本興業銀行 は普通銀行、重要輸出品工業組合、輸出組合を経由し又は直接中小商工業者に貸付ける。

(ロ)日本勸業銀行 は重要輸出品工業組合を経由し又は直接中小商工業者に貸付ける。

而して本資金の融通に當り重要輸出品工業組合若しくは輸出組合を経由するものは、組合受

託品を賣却して其の債権を組合員に對し借渡す場合に限る。

(ハ)産業組合中央金庫 産業組合中央金庫では各産業組合を通じて又は直接産業組合中央金庫で此の金を貸出して居るのである。

一、資金借入れ條件 この資金を借入れようとする者は、その住居地の信用組合の事業区域内に二ヶ年以上住居して、現に商工業を営み、今後も引續いて營業を繼續することのできる見込のある者で、工場や店舗、農舎等の新築または増築あるひは改築をしたり設備や機械器具を改善整備するために使ふ金か、あるひは原料、商品、家畜の買入資金、またはその他の運轉資金、もしくは前記各種の事項のために既に借り入れてある舊債借換へのために使用するものでなければ借りることは出来ないであります。しかし、擔保はあつてもなくてもいいのですが、無擔保のときは確實な保證人を二名、有擔保の場合は一人たてればよいのです。

擔保としては、工場財團、土地、建物、機械器具、船舶、有價證券等は立派なものであり、原料や商品、農産物、家具什器、銀行、信用組合その他への預金なども擔保として採用されるものでありますし、債券や電話加入權等も擔保として認められることになつてをります。

一、一人に對する貸付金額 しかし一人にたいする貸付額は、二千圓以内であります。市街地にお

いては五千圓まで貸しだすことになつてをります。しかうして利子は、預金部の手取りは年五分、借受人の中小商工農業者の支拂ふ利子は年九分以内といふことになつてをりますが、現在實際に行はれて居るのは大抵八歩五厘位です。といふのは、預金部の手取り金は年五分であります。中にはいる産業組合中央金庫や勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行などが五厘づゝの手數料をとつて信用組合聯合會や信用組合に年五分五厘の利子で貸しつける。そして信用組合聯合會では年三厘の手數料をとるから、聯合會をへて借りる信用組合では組合に對し年五分八厘の利子を支拂ふことになるのであります。

かうして五分五厘または五分八厘の利子で資金を手にする全國の信用組合はこれを中小商工農家にたいして九分以内で借しつけるのでありますから、信用組合は中央金庫や勸業銀行、農工銀行または北海道拓殖銀行から直接借りるものは年三分五厘、信用組合聯合會をへるものでも年三分二厘の利鞘をうることになります。この三分五厘または三分二厘のうちから、一分に相當する金額を信用組合の實際の手取り利鞘とし、のこりの二分五厘又は二分二厘といふものが、これは中央金庫や農業銀行、その他の經由銀行にあづけておいて、萬々一中小商工農家に貸しつけた金が回收できなくなつたばあいに、その補ひに充當し、もし借入金完全に支拂はれたばあいには

そのあづけた二分五厘乃至二分二厘に相當する金額およびその利益金は、これを引出してその信用組合の組合員に配分し、または組合員の持分に算入することになつてゐるのであります。だからもし組合員がこの資金を借りいれて、完全に償還するばあいには實際においてこの二分五厘乃至二分二厘をさしひいたところの六分五厘乃至六分八厘の利子を支拂へばいゝのであります。そして償還方法は、どうするのであるかといふと、五ヶ月以内の年賦または月賦をもつて償還する事になつてをり、借金に相當する月々の積立て、または日掛けの積立貯金をして支拂ふといふ方法も採用されてゐるのであります。要するに借りる人の収入の状態、支拂能力によつてできるだけ容易な方法によらせやうといふのであります。

一、借入れの手續 この資金を借りいれようとする中小商工業者や中小農家は、自己の加入してゐる信用組合または住居地の組合にたいして、資金の用途を明記し、擔保があればその擔保、擔保がなければ確實な保證人をたて、必要な資金（市街地は五千圓以内その他は二千圓）の借りいれを申しこむのです。この申込をうけた信用組合は、その申込が適當であるかどうか、すなはち眞に必要な借りいれであるかどうかを調査して必要とみとめたばあいには、これら中小商工業業者の借入れ申込をまとめて、道、府、縣の信用組合聯合會をへて、産業組合中央金庫に借入れを

申込むか、または日本勸業銀行か農工銀行、もしくは北海道拓殖銀行へ融通を申込むのであります。

産業組合中央金庫や勸業銀行、または農工銀行や北海道拓殖銀行においては、われわれ個人間でいふところの一種の借用證文をいれて資金を借りるのであります。すなはち中央金庫は産業債券、勸業銀行は勸業債券、農工銀行は農工債券、北海道拓殖銀行では北海道拓殖債券といふものをそれぞれ預金部にわたして、預金部はこれらの債券を引きうけるといふ形式で資金を貸しだしてくるのであります。

かうして預金部から資金を借りた中央金庫や勸業銀行、農工銀行および北海道拓殖銀行は、これを直接信用組合に貸付けるかまたは、府縣の信用組合聯合會をへて信用組合に貸付け、中小商工業業者は信用組合から申込んだ金を借りるといふことになるのであります。

中小商工資金の申込から取引までの順序 此の金の借り主は組合や、銀行で渡す申込書に、漏れなく記入してこれを組合や銀行へ差出しますと、話の進められるものは、實地を分見して、融通高や其の條件を決定いたしましたして、決定次第、直ちに通知してくれます。夫れと同時に、契約に必要な書類もくれますから、夫れを揃へますと、銀行から契約書を作つてくれます

夫れに、自身で、署名捺印をして差出すのであります。又登記に必要な書類も、同時にくれますから夫れ等により、抵當權設定登記を、御済ませになるのです。登記が完了しましたら、其の登記済になつた證書と、登記簿閲覧申請書（登記代書人が作ります）とを、銀行に廻附しますと夫れによつて登記を確めた上、現金の取引を銀行で直接致します。契約が出来ますと、凡そ三日目には取引が出来ます。

中小商工業資金借入申込案内

- 一、御融通金額 一口金二千圓ヲ限リト致シマス但シ特別ノ事情アル方ニハ金五千圓迄御融通致シマス
- 一、利率 年八分五厘
- 一、期限 五ヶ年以内ノ年賦又ハ月賦償還
- 一、擔保 保 土地又ハ建物（火災保險ハ必要デス）
- 甲、本資金ノ貸出ハ原則トシテ擔保ヲ徴スルモノトス
- 擔保ノ種類左ノ如シ
 - イ、有價證券（倉庫證券ニハ相當ノ火災保險ヲ付シタルモノナルコト）
 - ロ、生命保險證券（保險金受取人ノ名義變更ノ上約款ニ基テ融通金額以内ニ止ムルコト）
 - ハ、銀行預金及信託預金

但シ休業銀行ニツイテハ割賦拂戻確定セル金額ノ範圍内トス

- ニ、電話其ノ他適當ト認ムル權利
- ホ、土地建物但シ金庫ニ對シ第一抵當權ヲ設定セシメ又ハ第一抵當權ヲ擔保トシテ提供セシムルコト
- ヘ、組合又ハ聯合會カ貸付ニ依リ取得シタル信用確實ト認ムル手形 但シ左ノ建物ハ抵當ニナリマセン
 - 一、假建築物
 - 一、公共ノ用ニ供セラル、モノ
 - 一、其他用途構造等ノ關係デ抵當ニ適サナイト認メタルモノ
- 乙、左記ノ場合ニ於テハ無擔保貸出トスルコトアルモノトス
 - イ、基礎鞏固ニシテ信用確實ト認ムル組合ノ振出シタル手形又ハ證書
 - ロ、前項（ヘ）、ニ定ムル手形及確實ト認ムル擔保付手形ニシテ組合ノ裏書アルモノ
 - ハ、銀行ヲ支拂場所トセル組合員ノ裏書アル信用確實ト認ムル商業手形ニシテ再割ニ提供セラルルモノ
- 一、御使ヒ途 中小商工業者ノ運轉資金
- 一、御融通高ノ定メ方 擔保物ノ時價ノミニハヨリマセン銀行ノ振合テ評價致シ其ノ三分ノ二以内デ他ノ事情ヲモ參酌シ御計ヒ額ヲ定メマス
- 一、保證人 無擔保ノ場合ハ二人、有擔保ノ時ハ一人

借入申込ニ要スル書類

借入申込書ノ外左記書類ヲ申受クルモノトス

一、最近ノ試算表

一、擔保品明細書(擔保提供ノ場合)

一、契約 私書證書ヲ締結致シマス

右ニ要スル印紙代

一千圓以下

二十錢

一、登記 御貸付ガ決定シ御契約ノ締結ガ出來マスト登記ヲ致シマス此ノ手續ハ御委セ致シマス、但シ

銀行ヨリハ登記委任狀申請書ヲ添ヘ差上マス、之ニ依ツテ御取運ビ願ヒマス

登記費用ハ一千圓デ五圓五十錢ノ割合デス

(注意) 此ノ資金ハ一ケ年限リテ必ず御償還願ヒマス御延期ハ出來マセン

商工業資金借入申込書

一金 圓也

一借入年限
用途

昭和 年 月 日

(住所)

(氏名)

(電話)

御中

考 備				件 物 當 抵			
合 場		地 借		物 建 地 宅		市 町 番 地	
地 主 氏 名	借 地 年 限	借 地 坪 數	借 地 坪 數	市 町 番 地	市 町 番 地	坪	坪
	自 年 月 至 年 月			構 造 用 途	坪	數 時	價 賃 貸 料 持
	金 圓 錢 厘	坪	坪	坪	數 時	價 持	主
	同 建 築 年 限	建 物 假 建 築 ナ リ ヤ	建 物 假 建 築 ナ リ ヤ				
保 險 契 約 高 並 會 社 名	同 建 築 費						
金	年 月						
圓							
會 社							

○建物ハ一棟毎ニ御記載下サイ(用紙不足ノトキハ別紙御用ヒノコト)

資 産	
不 動 産	
有 價 證 券	

納税額	年 収入			年 支出			営業資産	負債			
	地 税(本税)	所得 税(同)	営業 税(同)	家賃 収入	地代 収入	営業 収入		其ノ 他	擔保 物件	借入 先	借入 金額
								圓	預 金		
								圓	貸 金 其 他		
								圓			

(氏 名)

○御示ノ事項ハ殊ニ秘密ニ取扱ヒマスカラ御腹藏ナク御記入下サイ
 ○職業欄ハ從來ノ御履歴其ノ他御名譽ノ表彰等ノ事柄ヲモ御記入下サイ
 ○各欄中記載事項ニ當ルモノナキトキハ「無」ト御記入下サイ

借り入れの契約 其の貸付は申込によつて組合なり銀行で貸付けてくれるといふことがき

まれば其の申出の銀行又は産業組合から貸付ける旨の通知が参りますから直ちに店頭して契約をすれば宜しいのであります。今左にその一例として産業組合から資金を借入れる場合の契約書の様式を参考の爲めに示してみます。

印紙

不動産抵当金員借用證書 (二枚以上ニ亘ルトキハ綴リ目ニ各位御捺印ノコト)

一金也

用途 商(工)業運轉(決済)資金
 右金額左ノ條項ニ依リ正ニ借用致候

第一條 借入金ノ利率ハ トシ利息ハ本日ヨリ昭和年 月 日迄ノ分ヲ同年 月 日迄ニ 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ヲ 月 日迄ニ 月 日迄ニ拂込ムヘシ

第二條 借入金ハ左ノ通り分割シテ各期日迄ニ必ス償還スベシ

一、金 也 昭和 年 月 日
 一、金 也 昭和 年 月 日
 一、金 也 昭和 年 月 日
 一、金 也 昭和 年 月 日

政府の中小商工資金の借り方

一、金 也 昭和 年 月 日

第三條 利息及元金ハ前二條ノ期日迄ニ直接貴組合ニ拂込ムヘシ

第四條 本證書ニ基ク貴組合ノ拙者ニ對スル債權並ニ擔保權ヲ證書ト共ニ産業組合中央金庫ニ對シ擔保トシテ差出サルルモ何等異議ヲ申立テサルヘシ

前項ノ場合ニ於テ利息及元金ハ産業組合中央金庫ヨリ特別ノ指圖ナキ限リ直接貴組合ニ拂込ムヘク且期限前償還ヲナサントスルトキハ必ズ産業組合中央金庫ノ承諾ヲ經ヘシ

第五條 本契約ニ基ク債務ノ擔保トシテ拙者所有ニ係ル別紙記載ノ不動産ノ上ニ貴組合ノ爲メ第一番抵當權ヲ設定スヘシ

第六條 左ノ場合ニハ貴組合ノ要求ニ從ヒ元利金ノ一部若ハ全部ヲ即時辨済スヘシ

一、第三者ヨリ差押、假差押又ハ競賣ノ申立アリタルトキ

一、貴組合ニ於テ其債權ヲ侵害セラルヘキ行爲アリト認メラレタルトキ

一、借入金ヲ其用途以外ニ使用シ其他本契約ヲ履行セサルトキ又ハ履行スル能ハサルトキ

一、貴組合ヲ脱退シタルトキ

第七條 元利金ヲ其ノ拂込期日迄ニ又ハ期限前償還ヲ要求セラレタル場合指定期日迄ニ拂込マサルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付一日金 錢ノ割合ニ當ル遅延利息ヲ支拂フベシ

第八條 原因ノ如何ヲ問ハス抵當不動産ニ變動ヲ生ジ又ハ生セントスル虞アル場合ハ直ニ其旨ヲ通知スヘシ

第九條 貴組合ニ於テ抵當不動産ノ價格低減シタリト認メラレタルトキハ要求ニ從ヒ増擔保ヲ差出スカ又ハ内入金ヲ爲スヘシ

第十條 左ノ事項ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ必ズ豫メ貴組合ノ承諾ヲ求ムヘシ

一、抵當物件ニ變動ヲ生セシムルコト

一、抵當物件ヲ讓渡スルコト

一、抵當物件ノ上ニ物權ヲ設定スルコト

一、抵當物件ノ貸借ヲナスコト

第十一條 抵當物件ニ對シテハ貴組合ノ承認シタル保險會社ト金 圓以上ノ火災保險契約ヲ締結スヘシ右保險契約ニ基ク權利ハ貴組合ニ之ヲ讓渡若ハ其權利ノ上ニ質權ヲ設定スル手續ヲ爲スヘシ

第十二條 抵當物件ニ對スル火災保險ニ付イテハ前條ノ外本條ノ定ムルトコロニ從フヘシ

一、保險契約又ハ保險會社ヲ變更セントスルトキハ豫メ貴組合ニ通知シ其ノ承諾ヲ受クルコト

二、保險繼續ノ場合ニハ保險契約満期日前ニ於テ之カ手續ヲ爲シ保險繼續書ヲ満期日前三日迄ニ貴組合

ニ差入ルル事

三、前條ノ期日迄ニ保險契約ヲ差入レサルトキハ貴組合ニ於テ必要ナル保險料ヲ支拂ヒ保險繼續ヲ爲ス

カ又ハ必要ナル保険契約ヲ締結スルモ異議ヲ述ヘサルコト

四、貴組合ニ於テ保險會社ノ變更ヲ要求セラルル場合ニ於テハ何時ニテモ之ニ應スルコト

五、拙者ニ於テ前號ノ要求ニ應セサルトキハ貴組合ニ於テ必要ト認メラルル保險契約ヲ締結セラルルモ異議ヲ述ヘサルコト

六、貴組合カ第三號又ハ第五號ニヨリ支拂ハレタル保險料ニ對シテハ百圓ニ付一日金 錢ノ割合ニ依ル賠償金ヲ附シ直チニ支拂フヘキコト

七、拙者ニ於テ第十一條ニ依ル保險契約以外ニ抵當建物ニ保險ヲ附スル場合ニ於テハ同條第二項並ニ本條ノ定ムル所ヲ遵守スルコト

第十三條 抵當權實行ノ時期價格其ノ他ニ付テハ貴組合ノ任意處分ニ任シ何等異議申立マシク若不足アル場合ハ直チニ追償スヘシ

第十四條 ハ連帶シテ本債務ヲ保證ス

第十五條 保證人ハ債務者ニ於テ債務ノ履行ヲ爲ササルトキハ民法第四五二條第四五三條ノ權利ヲ主張セス直チニ債務履行ノ責ニ任スヘシ

右爲後日證書仍テ如件

昭和 年 月 日

中小商工資金貸出し現況 第一回の中小商工資金の成績が五千萬圓の貸付に對し眞實の申

込及び貸付はその半額にも達してゐなかつたのに對し、今回の貸し出しは、二千萬圓の貸し出しに對し、各府縣の借入れ要求額は四千二百餘萬圓（内市街地信用組合だけでも一千餘萬圓）に達したので政府では更らに貸付額を五百萬圓増額して二千五百萬圓とし、その好成绩を喜んでゐたのであります。

ところが、その實際の成績を調べてみると左のやうな結果であつて、全くお話にならない有様で、貸付の総額中ほとんど大部分を占めてゐる中央金庫および勸業銀行の最近調査（中央金庫は昭和六年二月末日、勸業銀行は昭和六年三月一日現在）による貸付状態は次の通りであります。

（單位千圓）

	中央金庫	勸業銀行
割 當 額	一四、六八八	三、四一四
借入申込額	一一、八七四	三、六五五
貸 付 済	九、八九二	一、二八〇
貸付通知	八〇九	一一四
謝 絶	六一	一
支會査定減少	六一〇	一

政府の中小商工資金の借り方

即ち右の表でみると、中央金庫の貸付成績は極めて好成绩のやうであります。これは中央金庫は産業組合から貸し出し請求がありますと、すぐに貸し出しを致しまして帳簿上の振替に依つて貸出し済みとしておくのであつてその實、大部分の貸は、全部一應中央金庫への預金となつてゐるのであります。だから實際は、右の数字の額までは貸し出してゐないのであります。そして産業組合の方では組合員から貸出の請求があつた場合、その條件に適合してゐるものから、ポツポツ貸出す仕組になつてゐますから、實際の貸付済の金額すなはち實際借主の手にはいつてゐる総額は、もつと少い額であります。政府でもつてゐる貸出総額は、最近一千二百萬圓位（その内八割以上が市街地信用組合）と言つてをりますが、そのほんとの貸付額は、その半分の六百萬圓の貸付さへも怪しいものであつて中小商工金融等とかけ聲ばかりは、やかましいけれども其の實は右のやうな有様で、一般民衆の要求を充たしてはゐないのであります。

然らばあれだけ澤山の借入申込があつたにもかゝはらず、何故その成績はかやうに悪いかといひますと、その貸出し條件が、現在の中小商工業者の實情に適せなかつたといふ事に原因してゐるのであります。即ち、政府の此の中小商工資金の根本方針は、擔保貸付を原則としてゐるの

であります。中小商工業者は年來の不景氣のために、既に目ほしい擔保物は、擔保として資金を借りつくし、既に擔保に提供する物が残つてゐないのであります。又、舊債の借り換へをする費用に借り入れる者も、既に提供してあつた擔保物の値段が現在では半値乃至三分の一にも下落してをりますから此の擔保物を提供して金を借入れて舊債の肩代りは不可能だといふ状態になつてゐるといふのが今日の實際の有様であります。又、無擔保貸しも認められてをりますが、これは政黨關係や近親關係等の情實貸しのみであつて實際には行はれてゐないのであります。

かゝる状態でありますから此の資金は聲文は大きい但实际上には満足に利用されてゐないのであります。また利用されてゐる方面におきましても本資金が今後果して満足に回収されるかどうかといふ事は、大きな疑問であると思はれます。

貯蓄銀行利用の仕方

庶民金融機關としての貯蓄銀行——貯蓄銀行のやつて居る仕事——貯金を預かる仕事——(一)普通貯金——公共貯金——團體貯金——組合貯金——記念貯金——學資又は嫁資貯金——副業収入貯金等——(二)据置貯金——据置貯金に就いての注意——定期積金との相違——中途解約の場合に何うするか——(三)定期積金(月掛貯金又は不動貯金)——定期積金の掛金——定期積金の長所——負債償却の方法として都合がい——資金の融通が出来る——定期積金を利用して、人——貯蓄銀行から金を借入れる手續——預金限度内の借入れ方法——小額短期無擔保貸付——預金額以上の資金借入れ方法——貯蓄銀行の特長と美點

庶民金融機關としての貯蓄銀行 此頃よく「庶民金融」と云ふ事を云はれて居るが、今茲に述べようとする「貯蓄銀行」等も無論現在の日本に於ける有力な「庶民金融機關」の一つであります。

現在の日本には大正十四年來の大藏省の調査によると貯蓄銀行の行數は百三十三行あつて其の資本金は九億八千萬圓約十億圓であります。そして其の諸預り金は昭和元年十二月末現在では十億六千萬圓に達し其の人員は普通貯金と据置貯金とだけで八百萬人以上であつて一人の頭割の預金高が、平均五十圓九十二錢に達してゐると云ふ有様であります。實に盛大なものであります。然らば此の盛大な貯蓄銀行とは一體何んな仕事をしてゐるか、又之を何んなにして吾等の「庶民階級」の金融機關に利用せなければならぬかと云へば、或は識者は「貯蓄銀行は貯蓄銀行だから今更説明の要もない」と云ふかも知れないが、所が此の分り切つた「貯蓄銀行」が何んな仕事をして、何うやつて利用すればいかと云ふ事を細かに聞いたならば、恐らく「貯蓄銀行」へ勤めて居る銀行員でも完全に返事の出来る人は至つて少いと思ふのであります。私は茲に素人の人で此の機關を利用しようとする人の爲めに極く分り易い案内書のやうなものを書いてみるが、若しも之れが世上の人に貯蓄銀行を利用する手引書とも案内人ともなつたら幸

であります。先づ「私は貯蓄銀行とは一體何んな仕事をする所か」と云ふ事からお話しをしてみませう。

貯蓄銀行のやつて居る仕事

貯蓄銀行の事務は大體左の通りの二つの仕事に分たれます。

- 一、金や有價物を預る仕事
 - A、金を預る仕事
 - B、副業的な仕事

- 二、資金を有利に廻す仕事

- A、金を貸附ける仕事
- B、有利な證券を買入れ利益を計る仕事
- C、債券、地方債又は特殊銀行會社債の割賦販賣をする事

と分つことが出来ます。その中で吾々が知つて置かねばならぬ事柄で、又此れを知つて利用せねばならぬ仕事は初めの「貯金を扱ふ仕事」と第二の「金を貸附ける仕事」との二つです。故に私はこれから此の二つの方面の事をお話し致します。

金を預る仕事

單に金を預る仕事と云つても色々あるから以下此に關して少しく説明を加へて置きたいと思ふのであります。

普通貯金

普通貯金と云ふのは銀行によつては之れを又特別貯蓄預金、貯蓄預金と二つの部分に分けて居る所もあります。貯蓄銀行に於て最も廣く且つ一般にやつてゐる貯金であつて一錢から上は幾らでも預つてよいのであるが大抵の所では餘り少額では手數がかかるから十錢以上としてある所が多いやうです。預け入れも拂戻しも自由であるから金銭の出入頻繁な仕事をしてゐるもの例へば商店などには之を利用する方が便利である。利子は複利の計算に依つてゐるのであります。貯金の獎勵に用ひて大變便利な制度であります。

此の普通貯金を利用して都合のいゝもの、此の制度は大體少額の金から大きい額の金迄扱つて且つ出し入れ自由であるから貯金獎勵の爲めに用ひていく制度であります。従つて次の様な方は此の貯金を利用なさる事がいと存じます。

公共團體、預金 官廳、學校、工場、病院、會社、大商店、貯金團體等の團體、官廳、學校、大商店、會社等では此頃大抵貯金組合や救済組合がありますが、之等の團體の方は之を利用なさつていゝと思ひます。

二、學校貯金 學校貯金と云ふのは、學校の子供をして節貯金の必要と將來の幸福のために目の前の失費を節約させて貯金を實行さす習慣を作るために、學校に於て貯金を取扱ひ之れを一纏に

貯蓄銀行利用の仕方

して貯蓄銀行へ預けるのです。現在日本でも大抵の學校では之をやつて居りますが多くは郵便貯金として居るやうです。が郵便貯金よりも貯蓄銀行へ預ける方が、子供の經濟に關する知識を増す上に於て大變よい結果を生ずと思ひます。外國等では此の學校貯金が大變盛んに行はれて居ります。

三、組合貯金 近來總て一錢會とか一錢貯金會とか又は市町村が主體となり又は組合等が主體となつて又は各種の團體が主體となつて各種の貯金組合が出来て居りますが之等の組合の方も此の團體貯金を使ふのが便利です。

四、記念貯金 祭典組合とか御大典組合とか誕生組合とか結婚組合とか所謂各種の記念貯金に利用なさつてもいと思ひます。

五、學費又は嫁資貯金 子供が御生れになつた時に其の御子様方の學資又は嫁入資金として貯金をなさる方が御利用になつてもいと思ひます。

六、副業又は雜收入貯金 農家、商店、月給取の副業の收入又は商店、病院、會社等の汚物、廢物新聞紙等の賣拂代金等の雜收入を貯金なさるのに利用なされてもいと思ひます。

据置貯金 此の据置貯金は二つの種類があつて豫め特約して預入れの期間と金額とが自ら其

の期間中自由なものと、又預入れの期間と金額とを特約に依つて豫め定めて置いてあるものと二通りあります。然かし其の据置期間は何れにしても初めから銀行と特約するのでありますが其据置期間即ち此の貯金の拂戻期限は法律の上で五年を越へてはならぬ事になつて居ります。其れは餘り長い期間だと銀行の經濟狀態に變化が來て金を預けた方に損害がかかるやうな場合が無いとも限りませんから法律で之を防いでをります。此の貯金は利子は普通貯金より高率であつて單利計算が普通であります。

一、預入れの期間及び金額が定まつて居ないもの 第一回の預入れ以後其の預入れの金額も其の時期も自由であつて据置期間が來るまでは何時でも隨意に何程の金額でも預けていよと云ふ制度です。然し普通は次の方法を大抵の貯蓄銀行で實行して此の種類の据置貯金は餘り取扱ひません。

二、預入れの時期及び金額が定まつて居るもの

預入れの期間

契約期間	預入れ期間	据置期間
六ヶ月	始めの一ヶ月	五ヶ月

貯蓄銀行利用の仕方

一	ケ	年	六	ケ	月
二	ケ	年	六	ケ	月
三	ケ	年	六	ケ	月

一一三

預入れの金額 は銀行に依つて相違がありますが次の様に毎回五圓とか十圓とか二十五圓とか三十圓とか豫め定めて掛けて行くのであります。此の毎回の貯金額は、最低五圓から十圓十五圓二十圓と云ふ風に五圓開きに定めます。年限は大抵半年一年二年三年四年五年と自由に定められます。

据置貯金に就いての注意 定期積金と違ふ點、此の制度はつぎに述べる定期積立に大變よく似て居りますが、定期積金の方は支拂の金額を千圓とか二千圓とか定めて其の一回掛金を計算して定めるのであります。此の据置貯金の方は一回の掛金を先づ定めて之れに据置期間中の利子を附してそれを支拂ふのです。今之を例を以て示しますと次の通りです。

定期積金	一回掛金	回数	期間	給付金額拂戻金額
二五・六〇圓	三六回	三年	一、〇〇〇、〇〇〇圓	
三〇・〇〇圓	三六回	三年	一、一七九、九〇〇圓	

一、中途解約の場合は何うするか 据置期間の途中で掛金が出来なくなり途中解約して欲しいと思ふ場合は何うするかと云へば其の契約の銀行によつて一定の解約手数料を差引いて残額をすぐ返金してくれる所と又其の契約の据置期間が済むまで契約を關知せず契約の据置期間がすんだ後一定の手数を引いて返金してくれる所と又天災其の他止むを得ざる事件があつた場合に銀行の思ふ利子を附して拂戻してくれる銀行等もあります。御契約になるとき其の銀行の契約の方を御聞きになつて置いた方がいゝと思ひます。

三、定期積金(月掛貯金) 貯蓄銀行法の定められた時は是れはなかつたのであるが明治三十三年に不動貯金銀行が始めて此の積金を始めてから一般中流以下の歡迎する所となつて今では何の貯蓄銀行でも之をやつて居ない所がない、又貯蓄銀行としては据置貯金と共に貯蓄銀行の最も重要な仕事であつて貯蓄銀行が將來庶民金融機關として發展して行くのは何うしても此の貯金に全力を注がねばならない程大切なものであつて貯金する人なら又之だけ便利な制度はないでせう即ち此の貯金は千圓掛とか二千圓掛とか三千圓掛とか云ふものであつて、之を三年五年間に毎月少額宛掛けて行くと最後に千圓、二千圓、三千圓と呉れるのであります。又途中で金が入用な時は大抵の銀行では契約の年限の半分滞り無く掛け金をして居る者には年限が來なくとも契約の

貯蓄銀行利用の仕方

一一三

金額の全部を貸してくれる様にもなつてゐるのであります。

(1) 定期積金の掛金 此の掛金は此の前の据置貯金の掛金と違つて据置貯金は自分の思ふだけ勝手に掛けて行くのであるが此の貯金の掛金は銀行で定めてある銀行によつて多少の相違はあるが大した相違はなく、今東京の或る貯蓄銀行の掛金表を示すと左の通りであります。

満期拂渡高	毎月預入高 (一年)	毎月預入高 (二年)	毎月預入高 (三年)	毎月預入高 (五年)
壹百圓	八・一一	三・九五	二・五七	一・四六
貳百圓	一六・二二	七・九〇	五・一四	二・九二
參百圓	二四・三二	一一・八五	七・七一	四・三八
肆百圓	四〇・五三	一九・七五	一二・八五	七・三〇
伍百圓	八一・〇六	三九・五〇	二五・七〇	一四・六〇
陸百圓	一六二・一二	七九・〇〇	五一・四〇	二九・二〇
柒百圓	二四三・一八	一一八・五〇	七七・一〇	四三・八〇
捌百圓	四〇五・三〇	一九七・五〇	一二八・五〇	七三・〇〇
玖百圓	八一〇・六〇	三九五・〇〇	二五七・〇〇	一四六・〇〇
壹萬圓	四、〇五三・〇〇	一、九七五・〇〇	一、二八五・〇〇	七三〇・〇〇

(2) 定期積金の長所

(イ) 貯金の方法としていふこと、金を預ける人は一度銀行と契約したり毎月集金に来て呉れるから否應なしに拂込まねばならぬからしらすの間に貯金が出来て行くことになる。毎日日銭の入る職業をして居たり給料取り等には極く都合がよい。

(ロ) 負債償却の方法として都合がいふこと毎月僅かの額を拂込むと年を重ねるに従つて相當の金額に達するから負債者の返済方法として妙案である。

(ハ) 資金の融通が出来る 大抵の貯蓄銀行では此の「定期積金」を相當の年月滞りなく掛けて居ると加入當時約束した通り最後の「給付金額」迄の貸付をしてくれるから金の入用な時資金の融通がつくと云ふ便利がある。然し此の事は後で資金の借り入れ方法の所で其の手續等を委しくお話し致します。

(3) 此の「定期積金」を利用していふ人

(イ) 商店工場等へ勤められてゐる方……他日獨立の資金として

(ロ) 月給取りの方……住宅建築の資金として

(ハ) 父兄の方……子供の嫁資、教育、徴兵の資金として

貯蓄銀行利用の仕方

(ニ) 商工業、旅館、料理店、藝妓屋、待合等を經營の方……營業擴張資金として

(ホ) 借金のある方……舊債の返却資金として

(ヘ) 貯金をせらるゝ方……他日の用に使用する貯金

以上で大體「貯蓄機關」としての貯蓄銀行の働らきは申し上げたつもりであります。次には資金を借入れる方面、即ち「資金融通機關」としての貯蓄銀行の働らきを御話して見たいと存じます。

國債、地方債又は特殊銀行會社債の割賦販賣を行ふ仕事

貯蓄銀行は從來、國債、

地方債又は特別の法令により設立した法人の債券の割賦販賣は禁じられ、従つて有價證券の募集取扱又はその元利金の代理支拂の取扱は出来なかつたのでありますが、銀行當業者からの要望もあり、一方從來證券割賦販賣業が兎角事業不振でその間、契約者の不利益となつた點もあつたので信用ある貯蓄銀行の業務に今度あたらしくこれを加へて營むことになつたのであります。

貯蓄銀行から金を借入れる方法

金を預けてゐる人即ち貯蓄銀行の御得意が貯蓄銀行から金を借入れる方法は二つある。以下此の手續を述べてみます。

A、預金限度内の借入 此れは普通貯金や据置貯金や定期預金定期積金等の現在高の限度内で其等の貯金證書や預金證書を見返り擔保として金を借入れる事が出来るのであります。

之は一見すると自分の預けた金を自分が借入れるのだから別に不思議はない様ですが保險の掛金等では斯う云ふ自由が利きません。又此等の借入れは利子も安すい様です。

預金の限度内借入れの手續 擔保に入れようとする預金證書又は貯金通帳と實印とを持參して其の銀行へ行つて貸付掛りの人に話をすれば次の様な二通の證書用紙を呉れますから其れに書入れて差出すと掛りの人が其の金額を定めて金を借して呉れます。その他一切の手續きは銀行の方でやつてくれますから、唯お金を借りたい人は通帳と判とを持つて銀行へ行けばよいのです。

B、小額短期貸付 此れは今回の第五十九議會の改正貯蓄銀行法によつて認められたものであります。して、二名以上の確實な保證人があつて割賦返済の方法をとる者には千圓以下、二年以内の期限で無擔保貸付をする事になつたのであります。從來蓄貯銀行は預金吸集機關としての働きのみしめてゐたのでありますが今回の此の改正に依つて貯蓄銀行が庶民金融機關として新しく復活した譯であつて、此の機關の利用が廣くなれば一般庶民階級も助かるし又今まで死んでゐた貯蓄銀行も新しく庶民金融機關として生き返へるでせう。

借用金證書

貯蓄銀行利用の仕方

一金

此支拂保證

株式會社

貯蓄銀行發行

年

月

日

第

號

年

但利息元金壹百圓ニ付月

此ノ支拂期日毎月

錢の割

日

No.

ニ記載アル定期 金ノ債權

右金額ヲ前記預金引當ニテ借用致候處實正也

昭和 年 月 日 日限り元利返済可致候萬一期限ニ至リ返金相滞リ候トキハ勿論利息ノ支拂ヲ

怠リタル時又ハ貴行ノ御都合ニヨリ期限前何時ニテモ前書定期 金ヲ以テ相殺勘定被成候共聊カ異

議無之依テ借用證如件

住所

借主

株式會社 ○○貯蓄銀行殿

擔保差入證

三收印
紙入錢

一預金證書又ハ預金通帳

内 譯

發行店名	證書又ハ通帳番號	證書又ハ通帳發行日附	支拂期日	預金額	摘	要
第 第 第 第 第	號 號 號 號 號	月 月 月 月 月	月 月 月 月 月			
		日年 日年 日年 日年 日年	日年 日年 日年 日年 日年			
				圓		

右預金債權裏面約定に因る借主の一切の債務を擔保する爲め根抵當として差入候也

昭和 年 月 日

住所

借主

株式會社 何々貯蓄銀行御中

貯蓄銀行約定

- 第一條 借主ハ貴行ニ對シ手形上ノ債務ヲ負擔スルコトヲ約シ手形振出當時ニ於ケル擔保定期積金ノ拂込ヲ以テ其極度ト致候
- 第二條 貴行ニ於テ前條極度ヲ隨時減額セラレ又ハ取引ヲ中止セラルルコトアルトモ異議無之又極度ヲ超過シテ手形ヲ取得セラレタル場合ニ於テモ本約定ニ依リ其義務ヲ履行可致候
- 第三條 利息割合又ハ期日ニ至リ手形ノ支拂ヲナサザリシ場合ニ於ケル遅延利息ノ割合ハ其ノ都度貴行ノ指定セラレル所ニ從ヒ可申候
- 第四條 本約定ノ解約ハ五日前ノ豫告ヲ以テスルモノトシ若シ此場合手形期限ノ未ダ到來セサルモノアルトキハ本約定ノ効力ハ其ノ期限ノ到來スルマテ存續可致候
- 第五條 手形カ其ノ要件ヲ缺キタルトキ又ハ手形上ノ權利保全ノ手續ニ缺陷アリタルトキト雖モ借主ニ於テ手形面ノ金額ヲ異議無ク支拂ヒ且ツ此場合ニ於テ生スル損害モ直ニ賠償可致候
- 第六條 手形債務者ニ對スル債權ノ實行又ハ保全ノ爲ニ要シタル費用ハ總テ借主ニ於テ負擔可致候
- 第七條 債務不履行ノ場合ニ於テハ催告ヲ要セス且擔保債權ノ期限到來前ト雖モ其元利金ヲ以テ任意ニ債務ノ決済ニ充當セラレ度若不足相生シ候ハバ追償可致候
- 第八條 擔保債權等本約定ニ基ク債務以外ニ借主カ現在及將來貴行ニ對シテ負擔スル他ノ債務ノ擔保ニモ充當セラレ前條ノ通御取扱被下差支無之候

第九條 左ノ場合ニ於テハ豫告ヲ要セス御請求次第直ニ債務ノ全額ニ付キ辨濟期到來スルモノトシ債務ヲ辨濟可致候

- 一、本約定ニ違背シタルトキ
 - 二、借主又ハ保證人カ假差押、假處分、強制執行、破産ノ申請又ハ刑事上ノ訴追ヲ受ケタルトキ
 - 三、手形交換所ノ不渡處分若ハ警告ヲ受ケタルトキ
 - 四、第三者ヨリ擔保物ニ對シ訴訟ヲ提起セラレタルトキ
- 第十條 保證人ハ擔保ノ有無若クハ變更ノ如何ニ不拘借主ト連帶シテ本約定履行ノ責ニ任スヘク候
- 第十一條 本約定ニ關シ訴訟ノ必要相生シ候場合ハ此取引ノ屬スル貴行 ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト相定メ候

預金以上の額の借入れ 之は六ヶ敷云へば定期積金給付契約額の貸付と云ふもので、或る一定の年月定期積立の掛金を毎月滞り無く掛けて行くと其の一定年月を過ぎた後は其の定期積立契約者の申出によつて其の契約の年期滿了後に拂渡す總額を其の契約の満期前の中途で貸出す方法であつて預金者としては即ち少額の金を掛けて多額の金を借入れる事が出来るのでありますから大變便利であります。今例を以てお話しすると今三年掛で一千圓の貯金は毎月大抵二十六圓餘になるが此の二十六圓餘を一ヶ年滞りなくかけると即ち三百九十餘圓を掛けると契約額

の千圓を借入れる事が出来るのであります。大抵の貯蓄銀行では定期貯金の加入者に對して此の契約を行つて居りますから此の制度を御利用になれば貯蓄銀行から預金額以上に多額の金を借入れる事が出来ます。

給付契約額の借入れの手續、此の手續も前のものと變りません。唯だ定期積金に加入後一定の年月が経つた後でなければ此の借入れを申込み資金がありませんから其の一定の年月が経つて今迄の掛金が滞り無く掛込になつて居れば誰でも借金を申込んで差問へ無いのです。之等の方が銀行へ此の借金を御申込みになれば先づ左の様な「貸金借入申込書」と云ふものを呉れますから、之に所定の記入をして差出せばいゝのです。

貸金借入申込書

株式会社〇〇貯蓄銀行御中

金

上記金額貸行貸金規定に依り借入申込候也

昭和 年 月 日

借入申込人

連帯保證人

同

同

申入人及名	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
戸主又は世帯主との關係	職 業	住 所	集 金 場 所	貯 金 番 號
				給付契約金
				掛 込 回 數
				満 期 日
				集 金 係
替又は否	備 考			
支配人印				
扱 者 印				

此の申込書に依つて銀行では係りの人が其の當人の信用状態や保證人の信用状態を調査した上

貯蓄銀行利用の仕方

貸出しをするか否かと云ふ事を決定するのです。此の場合の保証人は其の銀行の積立金契約に入つて居ない人でも相當信用のある人であればそれで差間へありません。又從來の掛け金を滞り無く掛け又保証人さへ相當な人ならば入用の御金は大抵借入れることが出来ます。そして愈々銀行で貸出しをするに決りますと銀行から通知が参りました様な二通の證書用紙をくれますから之れに記入をして銀行へ御差出になると其れと引換へに御金を貸して呉れます。

借用金證書

五十圓以下二錢
百圓以下三錢
五百圓以下十錢
千圓以下二圓
一萬圓以下五圓

一金 此の利息一ヶ月金

拙者不動産第 號貯金を本債務辨済の保證に充て右金額借用候事實正也元金は、昭和 年 月 日限辨済可致利子は毎月仕拂可申候萬一元利金延滞候節は勿論其他何時にても貴方の隨意に借主に對し何等の通知催告を要せず前掲拙者預金を以て元利金に御充當相成候とも聊異議無之候爲後日借用證書仍て如件

昭和 年 月 日

住所

借主

株式會社 ○○貯蓄銀行御中

二錢收
入印紙

委任狀

拙者共 ニ左ノ權限ヲ委任ス

第一條 金 也ヲ ハ株式會社○○貯蓄銀行ヨリ借り受ケ其ノ金員ヲ受ケ取ルコト

第二條 右借受ニ關シ公正證書ヲ以テ左記ノ契約ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコト

第一 元金ハ昭和 年 月 日ヲ返濟期限トス但利息ハ年 分 厘 ト定メ毎月 日限り其月分ヲ支拂フ事

第二 借主ハ左ノ各場合ニ於テハ何等ノ通知催告ヲ要セスシテ當然期間ノ利益ヲ失ヒ未濟元利金ヲ直ニ辨済スル事

一、利息ノ支拂又ハ第四ニ記載スル不動産預入レノ遲滞アリタルトキ

二、他ノ債務ニ付借主又ハ連帶保證人ノ一名ニテモ假差押、假處分其他強制執行ヲ受ケ又ハ破産若クハ競賣ノ申立ヲ受ケタルトキ

三、貸主ニ於テ借主ニ債權侵害ノ行爲アリト認メタルトキ

貯蓄銀行利用の仕方

- 第三 借主ハ元金ヲ期限ニ返済セサルトキ又ハ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ其ノ翌日ヨリ約定利率ノ倍額ニ相當スル金額ヲ損替金トシテ貸主ニ支拂フ事
- 第四 借主ハ債務辨済ノ保證トシテ既ニ預ケ入レツツアル株式會社、〇〇貯蓄銀行第 號定期貯金ヲ掛ケ續ケ毎月 日限り金 也宛ヲ貸主ニ預ケ入ルル事
- 右定期貯金ハ債務辨済ノ期日ニ於テハ勿論其他何時ニテモ貸主ノ隨意ニ何等ノ手續ヲ要セスシテ其元利金ノ辨済ニ充當セラルルモ異議ナク尙本定期貯金以外ノ貯金及預金モ同様何時ニテモ貸主ノ隨意ニ其元利金ノ辨済ニ充當セラルルモ異議ナキ事
- 第五 保證人 ハ借主ト連帶シテ本契約ノ債務辨済ノ責ニ任スル事及保證人間ニ於テモ又連帶責任アルコト
- 第六 借主カ期限ノ利益ヲ失ヒタルハ勿論其他何時ニテモ本債務ノ元利金ヲ辨済スヘキトキハ保證人カ貸主ニ預ケ入レタル貯金及預金ヲ貸主ノ隨意ニ何等ノ手續ヲ要セスシテ其ノ元利金ノ辨済ニ充當セラルルモ異議ナキ事
- 第七 本契約ノ債務ヲ怠リタル時ハ借主並ニ保證人ハ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨認諾スル事

昭和 年 月 日

職業 借主
 職業 保證人
 職業 保證人

職業 保證人

貯蓄銀行の特徴と美點

以上で大體貯蓄銀行の二つの方面——即ち貯蓄機關としての作用と資金融通即ち金を借入れる機關としての作用とのあらましをのべましたから茲では貯蓄銀行の特徴と美點と云ふやうなものを申上げて此の御話しの結果といたします。

一、貯蓄銀行は中流以下の多數の預金者の方を保護する爲めの法律即ち貯蓄銀行法に依つて預金者の方は保護されて居りますから、普通銀行の豫金者の方とは違つて其の豫金に對して政府で確實に保護されて居ります。

- 一、預金の三分の一の額に相當する擔保を政府に供託してありますから預金は安全です。
 - 一、取締役は連帶無限の責任を負ひますから預金者は安心して金を預入れられます。
 - 一、預金の利子には一切税金が掛りません。
 - 一、集金に來てくれますから預金なさる方は知らず／＼の間に貯金が出来ます。
 - 一、銀行によつては貯金の利子の外に利益配當を割り當てゝ呉れる銀行もあります。
- 以上の様な次第でありますからこれを御讀みになつた方は安心して貯蓄銀行を御利用なさつて

大にしては國家の爲小にしては自己子孫の繁榮の爲有用な資金を御作り下さらん事を切望いたします。

特殊銀行の小額金融

(一)日本興業銀行の中小金融——中小工業金融——借入資格、貸付金額、利率、擔保、此の貸付の目的——中小商工業者應急資金の貸出——金額、利率、擔保、期限——(二)日本勸業銀行の小額貸付——商工業資金の貸付——年賦償還貸、定期償還貸——(三)農工銀行の小額貸付

日本興業銀行の中小金融

中小工業金融 この中小工業金融は、去る大正十二年の大震災の折り、焼失した地區の中小工業者の資金難からの没落を救済せんがために、政府から低利資金一千二百萬圓を借りつけて小口貸出を開始したに由來するのであります。ところが、此の小口貸し出しの成績が非常に良かったので、同行では此の金融専門の課を設け、政府からの低利資金を返済して同行の營利事業として大々的に貸しつけを營んでゐるのであります。そして大正十五年からは更に震災地域のみにかぎらず日本全國の中小工業家にたいして此の小口資金の貸し出しをする事となり、今日もなほ引きつゞいて行つてゐるのであります。此の中小工業資金の融資状態はどんなでありますかといふと、昭和二年四月末現在において融資金額累計千七百七十七萬八千圓、口數九百四十口に及んでゐるのであります。そして大正十五年以來の一般中小工業者への資金を合すると、昭和六年二月末現在においては、貸出高は四千二百二十四萬圓、口數四千二百十一口に及んでゐるのであります。

イ、借入資格 會社でも組合でも個人でも、あるひは又個人の連帯でもいゝのであります。しかし、尠くとも工業を経営して既に相當の成績をあげてゐる者でなければなりません。

ロ、貸付金額 一口一千圓以上十萬圓以下の範圍で幾らでも貸しつけてくれます。期限は、五ヶ年以内であります。

ハ、利率 年七分八厘後拂ひであります。

ニ、擔保 借り入れに際しては擔保物を提供しなければなりません。擔保になるものは工場の敷地、建物及機械、市制施行地および東京府の品川町、大崎町、目黒町、世田ヶ谷町、入新井町、大井町、大森町、蒲田町、羽田町、大久保町、戸塚町、淀橋町、遊谷町、代々幡町、千駄ヶ谷町、中野町、南千住町、三河島町、尾久町、日暮里町、瀧之川町、巢鴨町、西巢鴨町、王子町、岩淵町、板橋町、高田町、千住町、小松川町、吾妻町、隅田町、寺島町、龜戸町、大島町、砂町、埼玉縣の浦和町、栃木縣の栃木町、山口縣の山口町にある宅地又は建物および有價證券などは公債、社債、株券等の類であり、これら擔保物の評價は、時價の九掛乃至五掛とされてをります。

ホ、此の貸付の目的 は次のごとき場合に利用される者のために設けられたものであります。

- (イ) 工場の敷地の買入または工場の増設改良等のため資金が入用のとき。
- (ロ) 機械の増設または設備の改善等のため資金が入用のとき。
- (ハ) 原料の仕入その他のため運轉資金が必要のとき。
- (ニ) 高利の借入金を低利に借り換へんとするとき。
- (ヘ) 此の資金を借り入れんとする者は、次の如き書式に依る申込書及び擔保物明細書を提出するのであります。

中小工業資金借入申込書

- 一、申込 人 (個人ハ住所職業、氏名、年齢、株式會社ハ住所資本金拂込金重役ノ住所、氏名合名會社及合資會社ハ住所出資者住所氏名出資金額ヲ記入スルコト)
- 二、申込金額 圓也
- 三、借入金使途(イ)工場増設、改善資金 圓也
- (ロ)運轉資金 圓也
- (ハ)舊債返済其他 圓也
- 四、期 限 ケ年但シ ケ年間据置キ以後毎年 回 月及 月ニ 圓宛
- 五、擔 保 別紙明細書ノ通り

有又ハ無先順位ノ債務額債權者名及利率

之ニ對スル先順立抵當權

六、保證人(イ)住所職業氏名

(ロ)申込人トノ關係

七、申込人ノ創業年月

八、現在ノ資産負債(會社ナラバ貸借對照表添付ノコト)

資産

負債

土地

借入金

家屋

買掛

機械

其他

賣掛

合計

其他

合計

合計

合計

九、最近二ケ年間ノ收支狀態(會社ナラバ考課狀添付ノコト)

收入

支出

利益

年度

年度

年度

年度

十、將來ノ收支豫想

收入

支出

利益

年度

年度

年度

年度

年度

圓

圓

圓

十一、工場現況

(イ)工場ノ所在地(番地記入ノコト)

(ロ)工場敷地(坪數、借地ナラバ所有者及地代)

(ハ)工場建物(總坪數)

(ニ)技術者ト其ノ經歷

(ホ)職工數

(ヘ)重ナル製品

十二、重ナル取引先

(イ)買入先

(ロ)賣込先

十三、取引銀行(銀行名及取引ノ種類)

十四、本借入金ノ償還資源

擔保物明細書

土地ノ部

位	置	用	途	地	目	坪	數	買入價格		時價	
								坪當リ	計	坪當リ	計

建物ノ部

位置	用途	種類	構造	建設年月	坪数	原價	時價
						坪當リ計	坪當リ計

機械器具ノ部

所屬土地 又ハ建物	種類名稱	構造用途	能力又ハ 法延長	個數又ハ 長	製造所名	製造年月	原價	時價
--------------	------	------	-------------	-----------	------	------	----	----

この右に記した借入申込書および擔保物明細書を提出すること、銀行當局はあまり不便の土地でないかぎり、擔保物の調査をその上で貸出しの諸否を決定するのであります。

中小商工業者應急資金の貸出 これは政府の方針にもとづいて、すなはち昭和五年三月の大蔵省預金部資金二千萬圓の低利資金融通を取り扱つてゐるものであつて、此の組織は二十萬圓で、興業銀行の貸出條件は次の通りであります。

- イ、金額 一人につき一千圓以内たゞし三千圓までは相談に應じる。
- ロ、利率 日歩一錢四厘六毛すなはち年利率にして五分五厘の低利であります。

- ハ、擔保 公債、社債、株券等の有價證券をもつとも便利のものとなります。
- ニ、期限 期間は一ケ年でありまして、手形割引の方法で六ヶ月毎に切り替へるのであります。しかして此の資金の借り入れ申込をするには次の書式に依る申込書を郵送すれば即日中に返事があるわけなのであります。

中小商工業應急資金借入申込書 證券擔保口

住所	職業	氏名	年	月生
一、金額				
一、擔保 左記有價證券				
銘 柄 拂込一株ノ金額 株數又ハ券面額				
一、擔保提供表				

しかして、此の中小商工業金融は、前の中小工業者への貸し出しが非常に好成績であつて六年間に回收不能のために擔保物の處分をしたのが僅かに十二件であるにもかゝらず、擔保物のため

や何かであまりその成績は思はしくないのであります。信用組合などが、對人信用で貸しつけてゐるにもかゝらず興業銀行本來の性質のためとはいへ、擔保を取つたりするためであらかとみられてゐるやうであります。しかして、大正十二年以來昭和二年一月までの成績をみますに、四千五百五十九口、四千九百九十三萬一千圓（一口平均一萬圓）であります。しかしながら九年、しかも全國に渡つての貸付額でありますから決して多いとはいはれないのであります。しかしてこれらの中小金融の不成績に對して、銀行當局は結局借主の業態悪化だといつてをりますが、これでは結局借主と貸主との妥協はつかず、中小業者は徒らに没落への歩みをつゞけるばかりなのであると云ふことが出來ます。

日本勸業銀行の小額貸付

この日本勸業銀行における中小商工業者への小額貸付は、前に述べた興業銀行におけるが如く大藏省預金部資金二千萬圓を年五分で融通してもらひ、これを五厘の利鞘をとつて五分五厘とし中小商工業者へ貸し出すものなのである。しかして、興業銀行においては主として商工業者に多

いのであるが、勸業銀行の場合においては農業者への貸付が大部分だといふこともできるのであります。

貸付の方法は、興業銀行の場合と大同小異であります。借入希望者は信用組合を通じて、その資金の使用の目的及び擔保物件の確實なるものを提供して地方長官から大藏省宛に申請し、これに依つて各府縣毎に決定されてゐる金額内で貸付が許されるのであります。そしてそれらに依る貸付額は昭和二年三月末現在において約二百萬圓にのほつてゐる有様であります。

また、勸業銀行は、地方の農工銀行と合併してゐますため、これらの銀行を自行の支店としてゐますので、農工銀行の行ふ不動産抵當貸付をも營んでをりますが、その手續は、農業銀行のものと大した相違はありません。そして勸業銀行當局の語るところに依りますと「これらの貸付はすべて大藏省の指定のものに行ふのであり銀行自身としては積極的にどうしようといふ意見は少しもなく、擔保物の徴收や調査は、たんに回收の確實を期せんがために行つてゐるにすぎない」とのことであります。主として此の銀行の貸付は小額金融とはいふものゝ、不動産擔保でありますので、最低百圓位のものには幾らかありますが、それも餘り多いといふわけではなく、銀行の望むところは、最低參千圓から五千圓くらゐ、東京市内においては最低千圓くらゐまで取り

名氏	營業資金	預金	貸金其他
	年収入	年支出	年計費
納税額	家賃収入	生計費	公費
地稅(本稅)	地代收入	營業費	其他
所得稅(同)	營業收入	其他	
營業稅(同)	其他		
		年	年
		齡	職
			公職
			職業
			閱歷

しかししてこれが抵當物としては、田、畑、山林(植栽林に限る)鹽田、市街地の宅地、建物(敷地付)工場、軌道、鐵道等であります。そしてこれらの抵當物は、借入申込が可能であるとみれば、行員が参上して實見し、その上で融通の能否を決定するのであります。しかししてこれらの抵當權の順位は第一番抵當であることを必要としますが、第一番を勸業銀行につけてゐるときは、特に二番、三番抵當でも融通の相談にも應ずるのであります。

貸し出しの方法には「年賦償還貸」と「定期償還貸」の二種があります。

(イ)年賦償還貸 普通市街地の宅地に對しては十五ヶ年以内、田畑、山林に對しては二十ヶ年以内の長期に亘り、所謂なしくづしの方法に依り返済するのであります。最初の或る期間内(目下の處三ヶ年以内)は、元金を据ゑおき利息のみを拂ひこみ、その期間満了の後には、毎年元金と利息とを併せたる一定の金額(即ち年賦金)を拂ひこめば約束期間の終りには自然に元金の償却と利息の支拂ひとを併せ完了することができ、世間並の貸借利息を拂へば元金まで返済することができるのであります。

(ロ)定期償還貸 世間普通の貸借方法でありまして五ヶ年以内の返済期限を定め、その期間は毎年利息のみを支拂ひ、期限にいたり元金を一時に返済するものであります。

貸出利率は、毎營業期に豫め大藏大臣の認可を経て定むるものであります。現在の利率は次の如くであります。

- 一、田畑山林鹽田を抵當とするもの……年賦定期ともに年七分五厘
- 二、工場財團、鐵道、軌道財團を抵當とするもの……年賦定期ともに七分九厘
- 三、宅地建物を抵當とするもの……年賦定期ともに年七分九厘

右のとほりでありまして、利息および年賦金は毎年二回たとへば四月と十月とか、あるひは五月と十一月とかいふやうに拂ひこむことになつてをります。また、これらの借入金金を借入人の都合に依つて契約の期限前においても、途中で、その全部または一部を返済することができるのであります。しかし此の場合には償還元金に對する百分の一以内の手數料を徴收することになつてゐるのであります。

農工銀行の小額貸付

農工銀行の小額貸付は、いままでに述べたものが、すべて個人への貸付であるのに反して此の貸付は、農業者、工業者、漁業者十人以上が連帯責任をもつて借入れの申込をしたときに、はじめて貸付を行ふものであります。農工銀行法第六條第五項には、これに關して次の如く規定してをります。

「十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帯責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト」

しかし、此の條文の改正以前は、漁業者は含まれてゐず、連帯責任者も二十人を必要としたのであります。そして、従来までは無擔保で五ヶ年以内の定期償還でありましたが、第五十九議會において改正の結果、十ヶ年以内の年賦償還といふことになつたのであります。しかして、これが貸付に際しては資産ある二人以上の保證人を必要とするのであり、貸付金額には別に制限はありませんが、大抵最高二三千圓見當とされてをります。

借入の申込みをするにあつては、次の書式に依る申込書に、印鑑證明書、稅務署土地臺帳謄本、土地公簿圖面寫、建物證明書、建物間取圖を添付して農工銀行に申込みばいゝのであります。

借入申込書

借入申込額	金
償還期限	年賦期間
資金ノ用途	年 定期
抵當物件種類	年
貸 貸 料	小作料
賣買見込額	地代 家賃 土地建物
右申込候也	

特殊銀行の小額金融

昭和 年 月 日

住所

職業

申込人

〇〇農工銀行御中

そして此の貸付のために特別に使用するといふ書式はなく一般の貸付書式に依るのでありますが、連帯保証人相互間には次の如き規約を結ばせるようにするのであります。(東京府の例)

借入規約

- 一、東京府農工銀行ヨリ資金 圓以内ヲ三ヶ年以内定期償還ノ方法ニ依リ連帯責任ヲ以テ無擔保ニテ借入ヲ爲スコト
- 二、前條ノ借入ニ付テハ連帯債務者ハ東京府農工銀行所定ノ十人以上連帯無擔保貸付ニ關スル一切ノ規定ヲ遵守スルコト
- 三、借入金ハ〇〇資金ニ使用シ決シテ之レヲ他ニ流用セサルコト
- 四、借入金ノ利息又ハ元金ハ拂込期日前ニ各自使用ノ金高ニ應シテ總代人ニ渡シ總代人ハ之レヲ東京府農工銀行ニ拂込ムコト
- 五、償還期限ハ昭和 年 月 日迄トス

- 六、本借入ニ付テハ相當資産信用アルモノ二名以上ヲ連帯保證人トスルコト
- 七、連帯債務者ニシテ債務不履行ノ場合ハ連帯保證人其實ニ任シ貸主ニ迷惑ヲ掛ケサルコト
- 八、此資金ノ借入及償還ニ關スル一切ノ事項ハ總代人ニ之ヲ委任スルコト
- 九、本規約連帯債務者總員ノ同意アルニ非レハ之レヲ變更スルコトヲ得ス且ツ此場合ニハ貸主及連帯保證人ノ同意ヲ得ルコト
- 十、總代人ハ左ノ 名トス
右規約ヲ遵守スル爲メ左ニ署名捺印ス
昭和 年 月 日

しかして此の十人連帯の定期償還に依る貸付は、成績相當に良く從來の成績からみるともつとも成績のいゝのが農業者であり、工業者はその成績あまり芳しくないものであります。しかし償還に當つて多少の延滞はあるけれども、回收不能に依る損害はほとんどなく昭和五年度下半期における成績をみますと、その貸付口数は五百九十口、金額百五萬千六百七十三圓の多きに及んでるのであります。

市中銀行の庶民金融

(一)日本晝夜銀行の商工小口貸付——小口貸付借入れ手續——借受人の特
殊義務——(その他の手續、返済の方法、手数料、貸付成績)——(二)日本晝夜銀
行のサラリーマン金融——(貸付の目的、借入れ資格及び保證人、貸付條件借主
の特殊義務借入れ方法)——サラリーマン金融の現況——(三)その他の銀行の
小額貸付——三井銀行、昭和銀行、住友銀行、古河銀行、山口銀行、三十四銀行

日本晝夜銀行の小口貸付

商品を仕入れたたり、運轉資本に困つたりするやうな小商工業者を目當ての金融なのであります。昭和五年の四月から開始してゐるのであります。つまり此の小口貸付の目的は、五百圓か千圓くらいの金があつたら安い品が仕入れられるとかあるひは二千圓位の金があつたら店も小綺麗にして店を続けることも出来るといふやうな人に貸しつけるのが目的なのであります。

小口貸付借入手續 それでは此の資金は誰でも借りることが出来るのかと云ひますと次のやうな制限があるのであります。

イ、東京市及び其の附近の町村の商工業者であらねばなりません。

ロ、その營業が將來見込があること。

ハ、滿三年以上同一の營業に従事してゐること。(但し父祖代々を通算してもいゝのです)

ニ、滿二年以上同一地に店舗を有し、將來營業繼續の見込あること。

こればかりではなく、現在銀行取引をしてゐる者でなければなりませんし、尙ほまた貸付がな

されたときには晝夜銀行と預金取引を開始しなければならぬのであります。そして以上述べたごとき資格を持つてをり、預金取引を開始してもいゝ者は、次の書式による商工小口貸出借入申込書に、必要事項を記入して申込むのであります。

商工小口貸出金借入申込書

一金

圓也

右金額 箇月間ニ完済ノ約定ニテ借用仕度候ニ就テハ萬一債務不履行ノ節ハ拙者ニ代リ之ヲ履行スヘキ豫定保証人ヲ左記附屬表ノ通りトシ此段及申込候也

昭和 年 月 日

株式会社日本晝夜銀行御中

附屬表

一、申込人

氏名	近親者住所	擔保借金額
住居	氏名及続柄	及物件名
年齢	年營業所得	信用借
扶養家族	年其他收入	重ナル取引先
商號	土地家屋	

營業所所在地	有價證券	取引銀行種類
工場所在地	家財動産	取引金使途
創業年月日	貸金、現金、預金	借入金使途
電話番号及	商 品	擔保物件格
其名義人	其 他	其償還資源及方法
年賣上高及		略 歴
使用人高及		
現業所ノ數		

一、保証人（契約成立ノ時ニ於テ連帶保証人タルコトヲ承諾セルモノ）

氏名
住所
年齢
電話番號
營業ノ種類職業
商號又ハ勤務先
年 收 入
資 産
負 債
本人トノ關係

しかして、此の貸付において一人に對して貸しつける最高額は二千圓であり、無擔保の場合において千圓までとせられてをります。期限は一ケ年、利率は百圓につき日歩二錢七厘であります。

借受人の特殊義務 貸しつけを受けられた者は、資金の借り受けと同時に、次のやうな義務を履行しなければなりません。

- イ、前にも述べた如く、貸付を受けられると同時に同行と預金取引を開始すること。
- ロ、他の銀行との取引には同行の承諾を得なければならぬ。
- ハ、同行から請求があつた場合には營業又は財産上の調査資料を提出しなければならぬ。
- ニ、借り受け人が所有してゐる不動産および不動産には、火災保険をつけ、此の保險證券には裏書手續をして同行に提出しなければならぬ。

ホ、財産上および營業上の重要な變更がある場合には同行の同意を得なければならぬ。

その他の手續 此の小口資金の貸付を受けるには三名の連帶保證人を必要とし、その中一名は町内の人、一名は同業者であることを必要とするのであります。そして、もし借りる人が有價證券や電話、または商品、不動産その他の物をもつてをればそれを擔保に提供することもできるので

あり、かうして擔保を提供した場合には前記の保證人をたてる上において手加減をするのであります。すなはち借受人と銀行とが相談して適當に緩和することも出来ることゝなつてをります。また此の資金を借りるのには約束手形を用ひ、そのほかに約定書も差し出すのです。そして手形は一期を三ヶ月以内とし、順次にこれを書きかへていくのであります。

返済の方法 かうして同行から小額貸付を受けた者は、借りた金が一ケ年以内に支拂へるやうに毎月これを割りあて、借りた翌月から毎月一回もしくは二回、一定の期日にそれらの割賦額を支拂つて行き、手形の書替期毎にその時までの支拂額を漸次減少せしめ最後の期日までに全部返済するのであります。しかし、かういふ風に毎月の支拂額を定めておいても、たとへば商品の賣行が多かつたとか、思はぬ注文を受けて製品が澤山に賣れたとかいふやうに臨時の收入があつたときには毎月の割賦拂ひのほかに臨時に御返済することもできるのであります。そして、此の毎月の割賦償還額に對しては、百圓について日歩一錢、臨時内入返済金には百圓について日歩二錢五厘以内の割りもどし利子が附くことになつてをります。しかして、若しも割賦金を延滞したときには百圓につき日歩金四錢の割合で延滞利子を支拂はねばなりません。

手数料 以上述べたところに依つて日本晝夜銀行の商工業者に對する小口貸付に關する大體の

ことは了解されたことと思ひます。しかし今ひとつ忘れてならないことは、此の小口貸付を申込む際に、前に掲出した借入申込書と共に一口について二圓の手数料を出さねばならないといふこととであります。この二圓は、申込人の身元、營業状態、保證人の身元や資産状態その他を調査するために、同銀行が調査費として徴収するものであります。

貸付成績 昭和五年末におけるこれが成績をみるに、その成績はあまり上らず、貸出総口数は八十九、金額八萬三千三百圓、うち無擔保貸付五十一口、三萬七千餘圓、有擔保貸付三十八口、四萬六千二百圓にすぎないのである。

日本晝夜銀行のサラリーマン金融

此のサラリーマン金融は日本においては、初めての試みであり、日本晝夜銀行が先鞭をつけたわけであつて昭和五年一月から開始してゐるのであります。この資金を借り入れるには、一體どうしたらいいのかといひますと次の如き制限があるものであります。

貸付の目的

日本晝夜銀行が此のサラリーマン金融を始めたのは、次のごとき必要に迫られた人々に資金を貸し與へんがためであります。

- 一、子女の教育費に不足してゐる者、
- 二、保険料の支拂、
- 三、税金その他賦課金の納附、
- 四、汽

- 五、轉宅する費用および敷金、
- 六、結婚その他の緊急の衣服費、
- 七、出産費、
- 八、病人が出来て醫藥費や治療費、または入院の費用、
- 九、葬式の費用
- 一〇、切迫せる舊債の償還、
- 一一、その他家庭經濟増進の資金。

借入れ資格及保證人 まづ満二十五歳以上の既婚者で、東京市および其の近接町村所在地の官廳か又は相當な諸會社銀行に勤めてゐる人であり、さらに其の官廳なり會社銀行なりに二年以上勤続し、今後も引續いて勤めることの出来る見込のある人でなければなりません。

しかして此の借入の場合、保證人を二人立てねばなりません。此の保證人となることの出来る者は、雇主か上役か、または高給の同僚者、あるひは親戚の人で相當信用資力があり、満二十五歳以上の男子であることが必要とされてゐます。しかし此の場合、甲が借金して乙が保證に立ち、その乙が同行から金を借りるとき、甲が又保證に立つといふことすなはち相互保證はいけな

貸付條件 貸付金額は五十圓以上一千圓までであり、利子は年八分で、貸し出しの際、期限までの利子を元金から差しひいてしまふのであり、貸付金額が二百圓未満のときは、一口について一圓の手数料が徴收される。そして此の貸付期限は一ケ年であり、返済の方法としては次の如き

方法が許されてをります。

イ、月賦制度で、貸し出した月、あるひはその翌月から月賦金を納入する制度で、臨時の収入のあつたときは、内金として随時支拂ひ、それだけ他の月の分を減らしていくことも出来る方法であります。

ロ、此の月賦金や臨時の収入に對しては、同行所定の利率に依つて利息の割戻しをするのでありますが、それも借りた金を全部返済するまでは、借りた元利金の返済資金として同行に預けておき、全部返済を終つた後に割戻を受けることになつてをります。

ハ、若し毎月の支拂ひが、一月でも遅れた場合には百圓について日歩三錢の割で延滞利子を取られるのであります。

ニ、此の月賦金の支拂ひは、あらかじめ同行へ申出でおきさへすれば、どこの支店でも取り扱ふことになつてゐるのであります。

借主の特別義務 同行から金を借りた者は若し同行から(イ)保証人の變更を要求されたり追加を請求された場合には即時にこれを履行しなければならぬし、(ロ)勤務先を辭めたり又は他から借財若しくは重要家財の譲渡質入等をするのには、凡べて同行の承諾を求めねばならない。

そしてなほ(ハ)借主および保証人が、その勤務先や職業を變へたり、住所を變更したり、そのほか身體および財産上に重大な出来事の起つた場合には、その都度同行へ即報しなければならぬのであります。また同行が、小口資金の借り入れ人に對し必要とみとめて相當な生命保険の加入の要求をした場合には、やはり加入しなければなりません。

借入方法 以上において述べた條件を承知の上で同行から資金の融通をうけようとする者は、保証人の候補者三名を選定し、あらかじめその候補者の内諾をうけた上、(一)俸給證明書、および(二)次に記す附屬書類と申込書とを差し出せばよいのであります。さうすれば同行において申込者および保証人候補者各個の身元その他各般の調査を行ふに必要な種々の参考書の提出を要求したり、關係者にいろいろ照會したり證明を求めたり十分の調査をした上で貸し出すべきか否かを決定するのであります。そしていよく貸し出すといふことが決定したときには、借主は、借用證、戸籍謄本、保証人及び借主の印鑑證明各一通を同行に提出した上で、はじめて資金を手にするのであります。

借入金申込書 (契約不成立ノ場合ト雖モ本書及ヒ附屬書類ハ返戻ヲ受ケサルモノトス)

一金

圓也

今般拙者 費支辨ノ爲メ借主須知要項承知ノ上右金額借用仕度候ニ就テハ左記書類相添へ此段及申込候也

- 一、俸給證明書
- 二、附屬書類

昭和 年 月 日

住所	借主	住所	連帶保證人候補者	住所	連帶保證人候補者	住所	連帶保證人候補者
	(調印)						
姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月
日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生
名	名	名	名	名	名	名	名

株式 日本晝夜銀行御中
會社

備考 連帶保證人候補者ハ調印ヲ必要トセサルモ契約成立ノ時ニ於テ連帶保證人タル事ヲ承諾シタル者ナル事ヲ要ス

借主須知要項

- 一、銀行ハ借主及保證人ノ身元及其他ニ關シ調査上ノ參考トナルヘキ事項ニ就テ其屬スル官公署諸會社等ノ上役同僚又ハ紹介者ニ對シ證明書ヲ乞ヒ或ハ口頭ヲ以テ證明ヲ乞フコトアルヘシ
- 二、銀行ニ於テ必要ト認ムル場合ハ借主ニ對シ資産負債表ノ提出並家計簿ノ閱覽ヲ求ムル事アルヘシ
- 三、銀行ハ原則トシテ保證人ノ印鑑證明書ヲ要求スヘシ
- 四、銀行ニ於テ借主及保證人ヲ確メ難キ時ハ寫眞ヲ要求スヘシ
- 五、借入金ノ使途ニ對スル領收書又ハ請求書等銀行ノ參考材料トナルモノハ原則トシテ提出ヲ受ケル事
- 六、右ノ外借主ハ銀行ニ於テ參考トナルヘキ事項ニ付キ報告ヲ求メラルル事アルヘシ
- 七、銀行ニ於テ必要ト認ムル場合ハ借主ニ對シ相當ノ生命保險ヲ付スヘキコトヲ要求スヘシ

借入金申込書附屬書類

- 一、借主及保證人候補者ノ勤務先及職業

市中銀行の庶民金融

借主トノ關係		勤務先	職業又ハ身分	勤務先又ハ營業所ノ所在地
同	同候保借 補證 者人主			

二、借主及保證人候補者ノ資産並年收額

同 同候保借 補證 者人主	年 收 額		資 産				計	債 負
	勤務所得	財産所得	土地	家屋	有價証券	家財動産		

三、借主ノ略歴

四、借主ノ家族及戸主關係

借主トノ 續柄ノ 職 業	氏 名	借主トノ 續柄ノ 職 業	氏 名	借主ト戸主トノ 續柄
				氏 名
				現住所
				職業
				扶養者

五、借主ノ家計費

一箇年平均 年 額	住 宅 費	食 費	被服費	其 他	計

六、借入金ノ使用ニ關スル豫算又ハ具體的説明

七、借入金返済ノ方法(月賦金ノ支出方法及辨濟ニ充當スヘキ豫定臨時収入)

サラリーマン金融の現況 以上において述べたところの此の金融が、如何なる成績をあけてゐるかといふと、次の如き成績なのであります。

昭和五年度中俸給生活者小口貸付金調

用途	口数	金額	最高	最低
教育費	三九口	六、七九〇圓	六五〇圓	五〇圓
保險費	一八	一、六六二	五〇〇	三〇
税金、賦課金	五	三九〇	六〇	三〇
定期券買入費	二〇	八六五	七〇	三〇
轉宅費、敷金	二八	三、四〇二	三〇〇	三〇
衣服費	五二	一三、七六八	八〇〇	五〇
出産費	五九	九、四九〇	六〇〇	五〇
醫藥、治療、入院費	一七三	四九、六九七	一、〇〇〇	五〇
葬祭費	三九	七、七七八	六〇〇	五〇
舊債償還	一九二	七〇、八七三	一、〇〇〇	五〇
家庭經濟増進	一七	六、九〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
合計	六四二	一七二、六一五		

昭和五年度中俸給生活者ニ對スル職業別貸出口調

職業 業 申込口数 償出口数 拒絶口数

官公吏	二九九	二〇六	九三
學校教職員	一一二	八五	二七
銀行會社員	四二七	三三三	九四
其他	三三	一八	一五
合計	八七一	六四二	二二九

昭和五年度中俸給生活者小口貸付償還成績

貸付總額 六四二口 一七一、六一五圓
償還期日前ニ済シタルモノ 九六口 一八、八七二圓

尙ほ極く最近の調査によると、商工小口貸付の累計口數百七口、金額九萬六千七百五十圓（内四萬七千圓は月賦償還で回収済み）であり、同行では此の中、六十一回四萬二千圓までが信用貸であるけれども回収不能の分は一口もない中小金融の成績きはめて良好であると言つてをります。が、それは單に同行が如何に貸出を嚴にしてゐるかといふ事を語るにすぎないのであつて、今少し貸出量が多くなり一般の業者が恩恵をうけるやうにならない限り、中小金融問題解決策の上からみれば、大した役割をなしてゐないと言つても差支ないと思ふのであります。

其の他の銀行の小額貸付 右においてのべたもののほか、三井銀行の小額貸付、昭和銀行、住友銀行、古河銀行、山口銀行、三十四銀行等の對人信用あるひは擔保を取つての貸付があるけれども、これらは何れもあまり芳ばしい成績をあげてゐないのであります。中小商工業者が、今や金融難に苦しんでゐることは疑ふ餘地もないことではありますが、これらの金融は皆その貸しつけ條件があまり嚴格にすぎることからであります。これが爲め借りたいと思ふ人も借りる事は不能に近く、僅かにその銀行に縁故のある人達が貸しつけてもらへるにすぎないのであります。それ故に統計的には相當の數字を示し、また回收不能がないから好成績だ等といつてみても、それは結局、同系または縁故關係者にのみ貸しつけてをり、乃至は貸し出し條件が嚴格であることを示してゐるほかの何物でもないのであります。これを要するに、これらの諸銀行の小額貸付は、徒らに懸け聲ばかりが大きくて實質は少しもこれに伴はず、庶民金融だと言ひながら、何等の庶民金融をもなしてをらず、従つて庶民階級のために役立つてゐない機關であり貸付制度だと言ふことができると思ふのであります。

簡易保険と郵便年金の利用の仕方

簡易保険のお話——簡易保険のあらまし——郵便年金のお話——郵便年金のあらまし——簡易保険と郵便年金の掛金を擔保として政府から資金を借り入れる方法——貸付金額、貸付の種類、振替貸付、現金貸付——資金借入れの手續——利子の支拂ひ——借受け期間の更新——簡易保険積立金の小額貸付イ、小口産業資金の貸付　ロ、産業共同施設に對する貸付

簡易生命保険のお話

皆様は年をとられた先のことや不時の災害又は病氣其の他の萬一の災難の場合に就て、ふだんお考へになつたことがありますか、さうして斯う云ふ時の準備がなければ人間はお互に生活に不安を感じるものであります。若し此の災害の爲め豫め準備をしようと思ふならば保険へおはひりになることが一番適當な方法であります。保険は將來に起つて來る不時の災害を未然に防ぐ爲に人類に向つて作られた最も良い制度であります。故に吾々が若し保険に這入れれば其日々を心丈夫に暮らすことが出来るのであります。又萬一の場合がありましたも連れ合ひの方や、お子さん方を路頭に迷はせたり、又は不時の災害の爲に之等の人に迷惑を及ぼすことはないのであります。保険も色々ありますが、その中庶民階級の方の這入るのに一番手取早く、しかも確實であり、這入ることも簡單である保険は政府でやつて居る簡易生命保険であります。簡易生命保険は全國の郵便局で取扱つて居りまして、之れは遞信大臣が監理し遞信省に簡易保険局と云ふものがありまして其の事務を取扱つて居るのであります。今其の概略だけを申述べ、併せて此の簡易保険に加入されて居る方が途中で金の必要なことが出來た場合に其の時まで掛けた簡易保険の掛金を擔保として、資金の融通を受けられる制度と其の手續法の一一般とお話を致して見たいと思ひます。此の資金借入れの制度は簡易保険にお這入になつて居られる方

の中にも御承知のない方が澤山あると思ひますから特に皆様の御注意を願ひます。簡易保険と云ふものは單に毎月保険金だけをかけて、さうして契約年限が來なければお金を受取る事が出來ないと云ふ様にお考へになつて居られる方が大部分の様であります。之れも無論簡易保険の本來の性質であります。又加入者が途中で金の必要に迫られた時其の掛金を擔保としてお金を借出すと云ふ便利な制度も定められて居るのであります。私は先づ第一に簡易保険の概略を申述べ次に此の資金の借入方に就いてお話し致して見たいと思ひます。

簡易保険のあらまし 一、簡易保険に入り得る人 簡易保険に這入り得ることの出来る人は

年齢十二歳以上六十歳以下のものであれば誰でも這入れることの出来るのであります。男女の區別階級の如何は問ひません。又身體検査もしないことになつて居ります。

二、簡易保険の種類 簡易保険には終身保険と養老保険との二種あります。終身保険は死亡した時保険金の支拂ひを受けることが出來、養老保険は契約の期限内に死亡した時又は其の契約期日の満了した時に保険金の支拂ひを受けます。終身保険の保険金は十年拂、十五年拂、二十年拂、終身拂の四種類あり何れも死亡した時保険金を受けますのであります。此の種類の保険は生存中には保険金を受け取ることが出來ないのであります。養老保険の期間は十年満期、十五年

満期、二十年満期、二十五年満期、三十年満期、三十五年満期、四十年満期の七種類あります。

三、保険金額 保険金額の掛金でありまして保険料を標準として計算致したものであります。最高額は六百圓最低額は二十圓であつて且つ同一人が數口に分割加入する場合であつても其の保険金の増額は此の最高の六百圓を超過することが出來ないのであります。此の額は無論現在の日本人の生活状態では餘りに小額に過ぎる嫌ひがあるとも考へられますが、近き將來に於いては恐らく今少し此の額を増額するやうになるであらうと考へられるのであります。

四、保険料の拂込み 保険料は毎月一ヶ月分宛分割で拂込むので其の月の月割分納が簡易生命保険の特色であります。拂込みには、郵便局へ持參するもの、集金人が集金に來るもの、振替へ拂込み、(自己の貯金より振替拂込むもの)の三種があります。但し郵便局で承諾した場合は一ヶ年以内迄の金を前拂ひすることが出来るやうな制度になつて居ります。又保険料金の拂込に於きましては二ヶ月間の猶豫期間があります。期日にお拂込にならないで猶豫期間内に拂込む場合は保険料五十錢又は其の端數毎に一錢の延滞料を取られることになつて居ります。

五、契約の執行と其の救済 保険の加入者が保険料を拂込まないで猶豫期間(二ヶ月)を経過した時には保険の契約は其の効力を失ふのであります。但しその失効は失効後一ヶ年以内であれば其の